

町田市子ども発達支援計画案

（第一期障害児福祉計画）

（第 2 案）

2017 年 9 月

町田市子ども・子育て会議

目次

第1章 計画の概要.....	2
1 計画の背景・目的	2
2 計画の位置づけ・計画期間	3
第2章 支援を必要とする子どもの状況.....	6
1 人口推計	6
2 障害者手帳取得児童の推移	7
3 医療的ケア児・重症心身障がい児の状況	9
4 通園・通学及び施設の利用について	11
5 相談の利用状況	15
6 障害福祉サービスの利用について	19
7 障害児通所支援、障害児相談支援の提供体制	20
第3章 計画の基本的な考え方	23
1 基本理念	23
2 基本的な視点	24
3 基本目標	25
4 施策の体系	26
5 施策の体系（ライフステージ別・利用機会別）	27
第4章 施策の展開	29
基本目標Ⅰ 子どもが健やかに育ち、一人ひとり自分の中に光るものを持っている	29
基本目標Ⅱ 子どもが安らいでいる家族があり、家族が地域とつながっている	46
基本目標Ⅲ 子どもが地域の中で大切にされている	68
第5章 計画の推進	77
参考資料.....	79
1 意識調査（アンケート・ヒアリング）の実施結果	79
2 諮問書・答申書	81
3 町田市子ども・子育て会議	83
5 町田市子ども発達支援計画（障害児福祉計画）庁内検討会 委員	86
6 計画策定の経過	87
索引	88

○「障害」の「害」の表記について

町田市では、ノーマライゼーション社会の実現を目指し、心のバリアフリーを推進するため、市が使う「障害者」等の表記について、「障害」という言葉を「ひと」に関して使用する場合は、「障がい」と表記するか、可能な場合は他の言葉で表現しています。

ただし、国の法令や町田市以外の地方公共団体条例・規則等に基づく制度、施設名、あるいは団体等の固有名詞についてはそのままの表記とします。

第 1 章 計画の概要

第1章 計画の概要

1 計画の背景・目的

国は、2012年4月に児童福祉法を改正し、障がいのある子どもが、身近な地域で支援が受けられる体制の充実を図っています。しかし、障がい児支援の中核的な施設となる児童発達支援センターは、十分に配置されている状況ではありません。また、医療的ニーズの高い重症心身障がい児は、支援を受けることが難しい状況にあります。さらに、医療的技術の進歩等を背景として、医療的ケアが必要な児童が増加しています。

このような状況のなか、2016年6月、障害者総合支援法、児童福祉法、及び発達障害者支援法の一部が改正されました。これらの、法改正によって市町村は、厚生労働省の定める基本的な指針に即した「障害児福祉計画」の策定が義務付けられました。基本的な指針では、保健、医療、保育、教育等の関係機関と連携を図ったうえで、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが求められています。

町田市は、すでに2012年4月に「町田市子ども発達センターすみれ教室」を、児童発達支援センターとして位置付けています。そして、2016年度からは、保育所等訪問支援事業等の地域支援事業を開始するとともに、医療的ケア児の利用に向けた体制を強化するなど、町田市の障がい児支援の中核的な施設としての体制を整えてきました。また、児童発達支援や放課後等デイサービスを実施する事業所は増加しており、身近な地域で支援が受けられる体制の充実を図ってきました。

しかし、障がい児支援を行うにあたっては、障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるよう、制度の充実を図る必要があります。また、障がい児のライフステージに沿って関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築も必要です。

こうしたことを踏まえ、町田市は「障害児福祉計画」について、障がいの有無にかかわらず、すべての子どもが共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進するため、名称を「町田市子ども発達支援計画」として、町田市における子ども施策の基本計画である「新・町田市子どもマスタープラン」の理念に基づき、策定することになりました。

2 計画の位置づけ・計画期間

(1) 計画の位置づけ

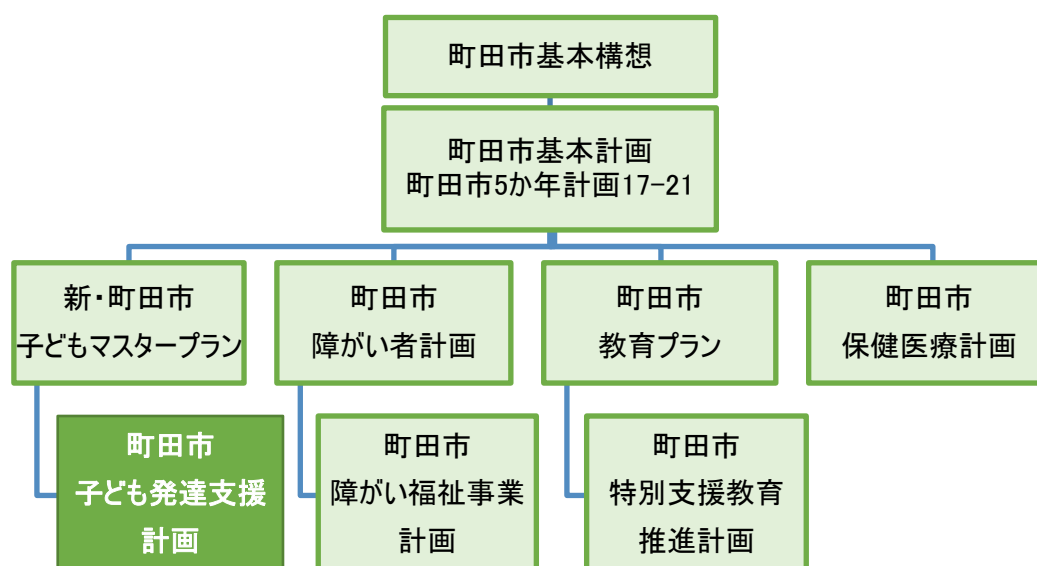
本計画は、「児童福祉法」で策定が義務付けられた「障害児福祉計画」として策定します。

「町田市基本構想」、「町田市基本計画」、「町田市 5 カ年計画 17-21」を上位計画とするとともに、「子ども・子育て支援法」「次世代育成支援対策推進法」を踏まえて策定された、町田市の子ども・子育て施策の基本的な方向性を示した「新・町田市子どもマスタープラン」の下位計画に位置付けて策定します。

また、「町田市障がい者計画」、「町田市障がい福祉事業計画」、「町田市教育プラン」、「町田市特別支援教育推進計画」及び「町田市保健医療計画」など、他の関連計画との整合性を図ります。

本計画の対象は、障がいの有無が明確でない児童も含めた、発達に支援が必要な0歳から18歳未満の子どもとその保護者とし、名称を「町田市子ども発達支援計画」とします。

■ 計画の位置づけ



(2) 計画の期間

本計画の期間は、2018 年度を初年度とし、2020 年度までの 3 カ年とします。

■計画の期間

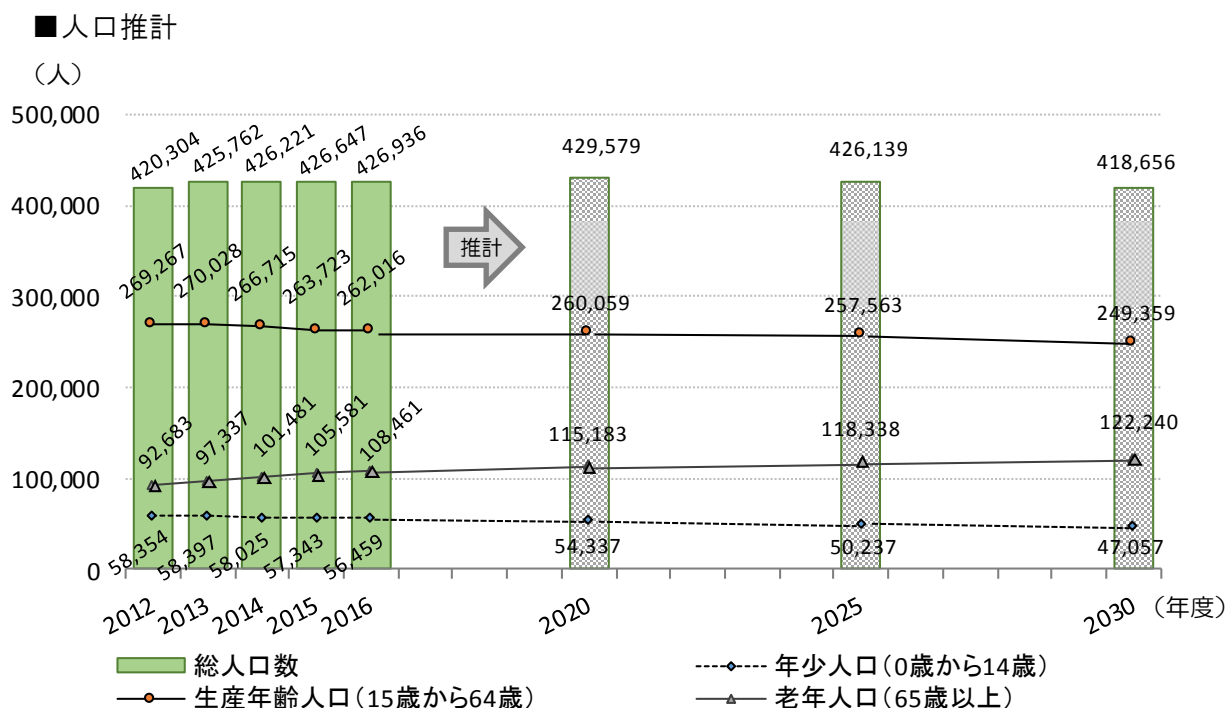
計画名	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
新・町田市子どもマスタープラン	新・町田市子どもマスタープラン(2015～2024 年度)									
	町田市子ども・子育て支援事業計画 (2015～2019 年度)					町田市子ども・子育て支援事業計画 (2020～2024 年度)				
町田市子ども発達支援計画				町田市 子ども発達支援計画 (2018～2020 年度)						
町田市障がい者計画		第5次町田市障がい者計画 (2016～2020 年度)								
町田市障がい福祉事業計画	第4期町田市障がい福祉事業計画 (2015～2017 年度)			第5期町田市障がい福祉事業計画 (2018～2020 年度)						
町田市教育プラン	町田市教育プラン (2014～2018 年度)									
町田市特別支援教育推進計画	町田市特別支援教育推進計画 (2015～2019 年度)									
町田市保健医療計画	第4次 町田市保健医療計画 (2012～2017 年度)			第5次 町田市保健医療計画 (2018～2023 年度)						

第2章 支援を必要とする子どもの状況

第2章 支援を必要とする子どもの状況

1 人口推計

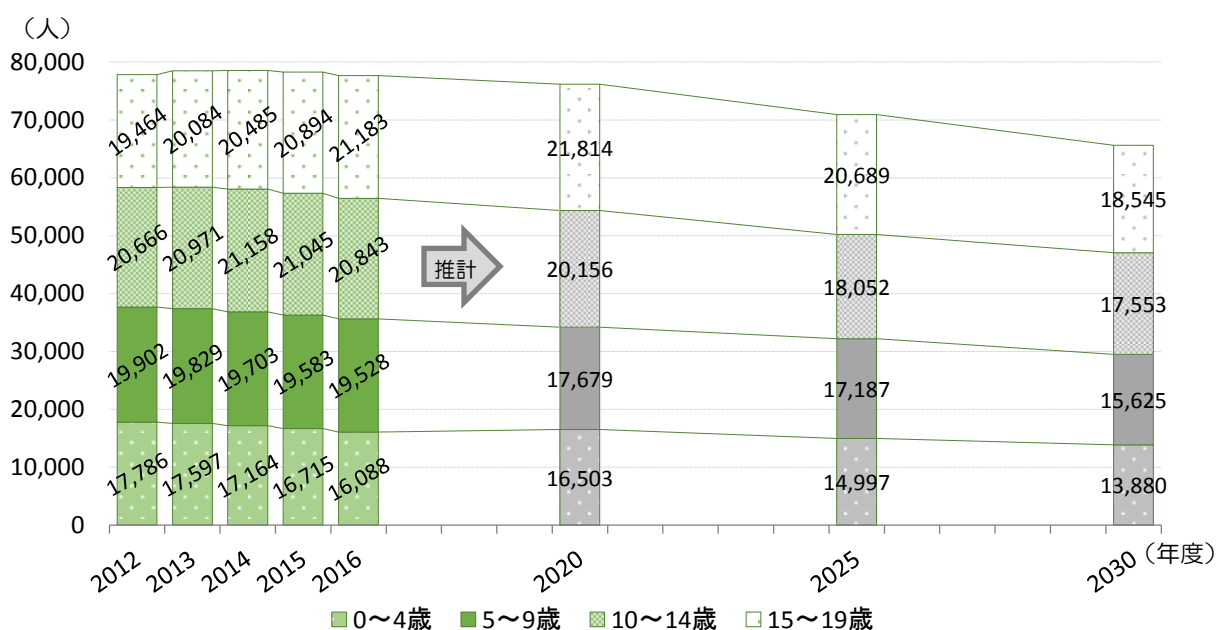
- ・町田市の人口は、2020 年度をピークに人口減少期に入る見込みとなっており、生産年齢人口及び年少人口も減少していきます。



資料：町田市将来人口推計

- ・19 歳以下の人口は全体的に、2015 年度以降減少傾向が予測され、0 歳から 9 歳の人口は 2012 年度から減少傾向が始まり、そのまま続く見込みです。

■19 歳未満の年齢別人口推計



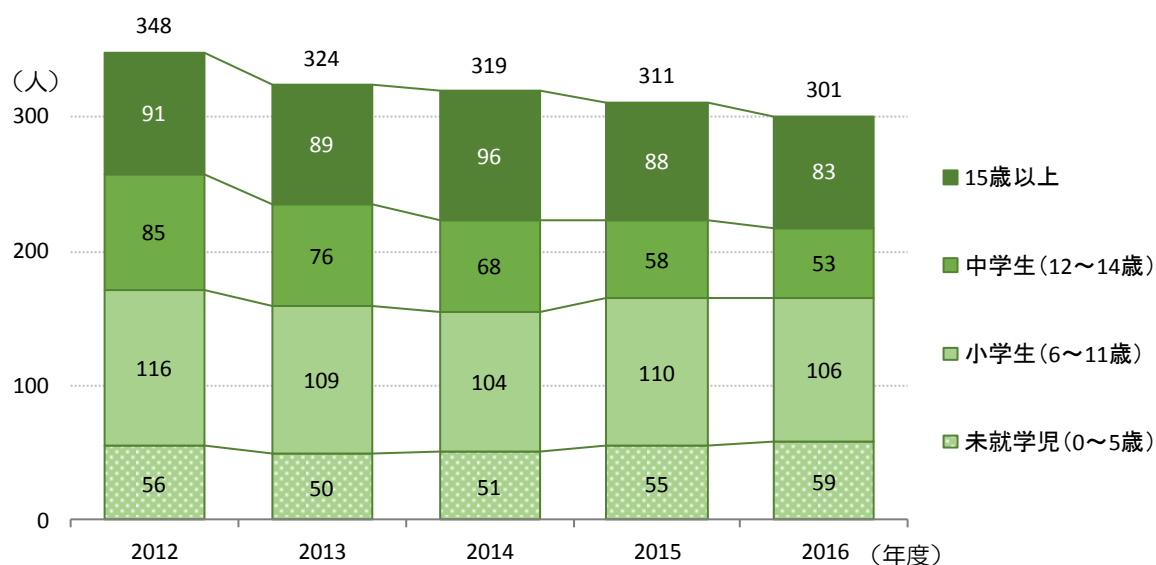
資料：町田市将来人口推計

2 障害者手帳取得児童の推移

(1) 身体障害者手帳取得児童数

- ・「身体障害者手帳」の取得児童数は、未就学児以外は減少傾向にあります。

■「身体障害者手帳」の取得児童数

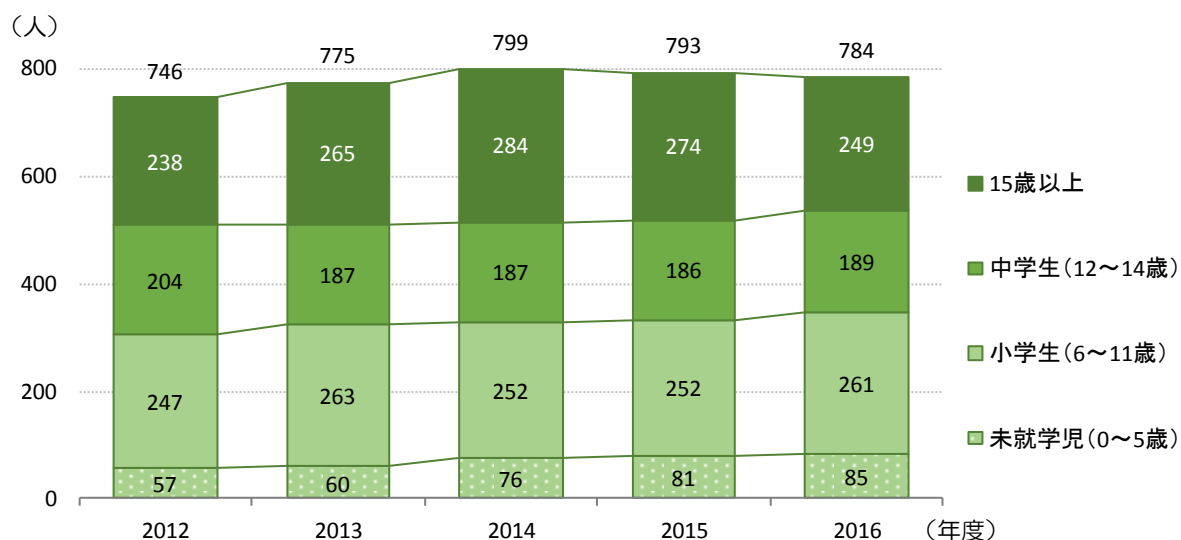


資料：町田市地域福祉部障がい福祉課

(2) 愛の手帳（療育手帳）取得児童数

- ・「愛の手帳（療育手帳）」の取得児童数は、総数では2014年度まで増加傾向にありましたが、その後緩やかな減少となっています。
- ・一方、11歳以下の取得数は過去5年間概ね増加していることから、同年齢における人口が減少傾向にあることを勘案すると、11歳以下の児童における「愛の手帳（療育手帳）」の取得割合が近年増加していることが考えられます。

■「愛の手帳（療育手帳）」の取得児童数

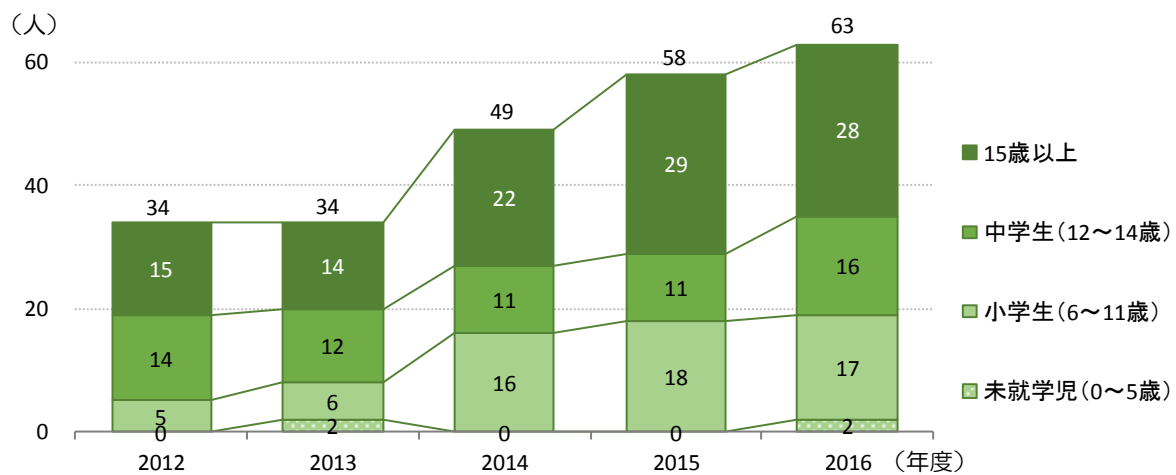


資料：町田市地域福祉部障がい福祉課

(3) 精神障害者保健福祉手帳取得児童数

- 精神障害者保健福祉手帳の取得児童数は、未就学児を除く6歳以上において、増加傾向にあります。

■「精神障害者保健福祉手帳」の取得児童数



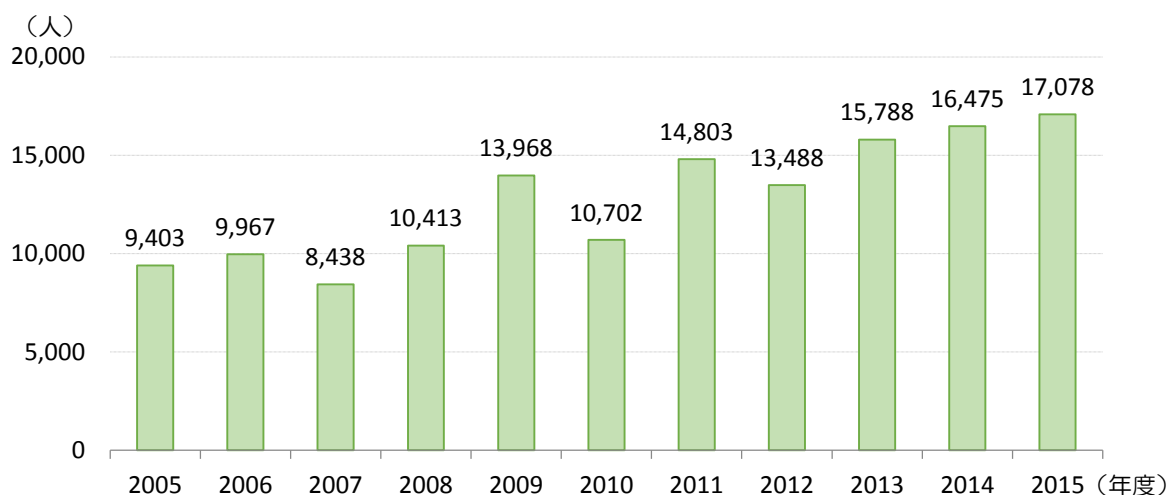
資料：町田市地域福祉部障がい福祉課

3 医療的ケア児・重症心身障がい児の状況

(1) 全国における医療的ケア児数

- ・全国における医療的ケア児数は増加傾向にあり、2015 年度は 17,078 名で、2005 年度からの 10 年間で約 1.8 倍（7,675 名増）となっています。

■医療的ケア児数



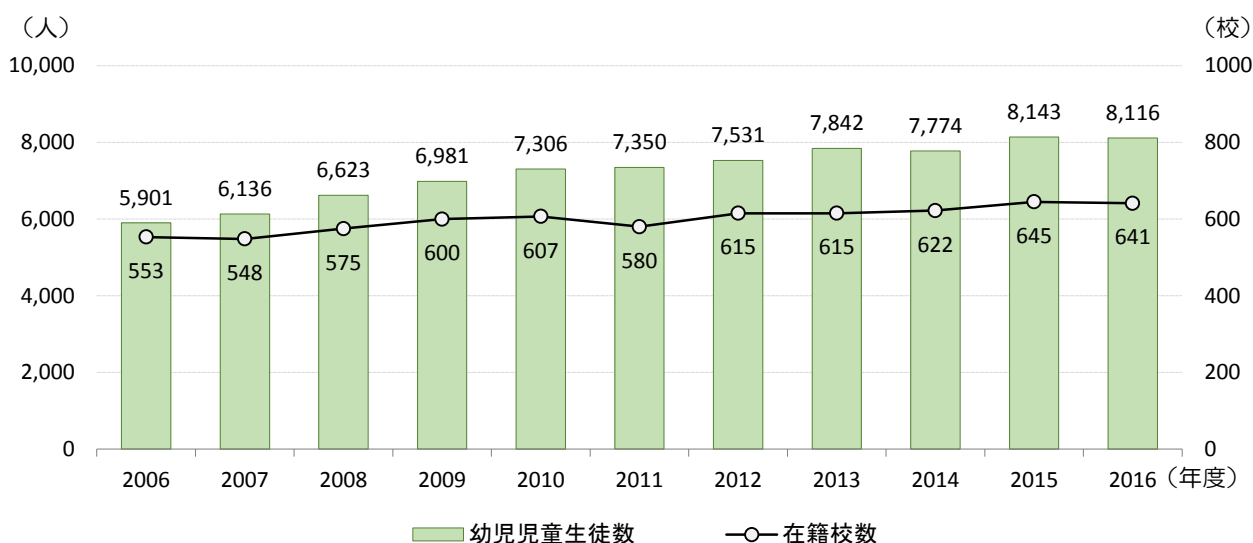
資料：埼玉医大総合医療センター

「医療的ケア児に対する実態調査と医療・福祉・保健・教育等の連携に関する研究」中間報告

(2) 全国における特別支援学校に在籍する医療的ケア児数

- ・全国の公立特別支援学校に在籍する医療的ケア児は、2016 年度は 8,116 名で、在籍する学校の在籍者数（135,120 名）に対する割合は 6.0%となっています。
- ・医療的ケア児が在籍している学校数は、2016 年度は 641 校で、2006 年度からの 10 年間で 88 校増加しています。

■特別支援学校における医療的ケアが必要な幼児児童生徒数と在籍校数

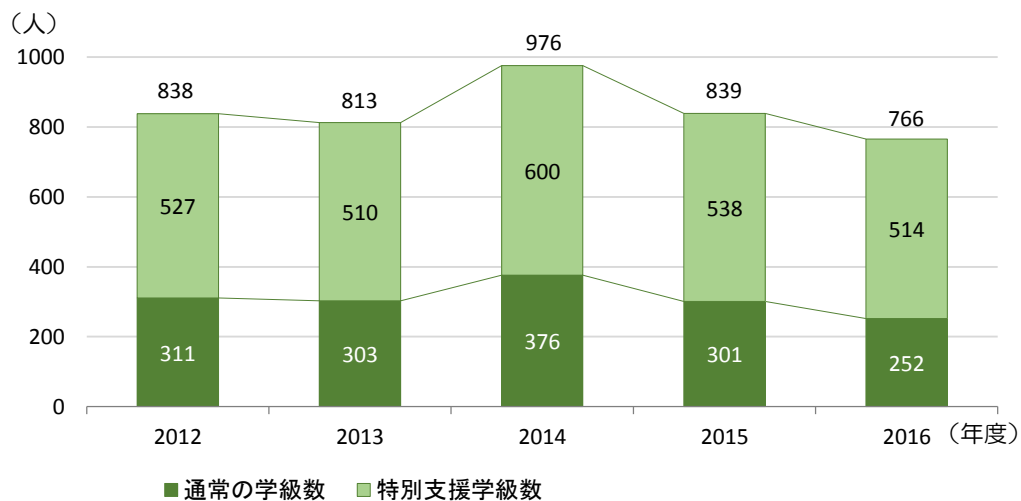


資料：文部科学省「平成 28 年度特別支援学校等の医療的ケアに関する調査結果」

(3) 全国における小・中学校に在籍する医療的ケア児数

- ・全国の公立小・中学校に在籍する医療的ケア児は、2016 年度は 766 名で、全在校生（337,020 名）に対する割合は 0.2%となっています。

■小・中学校における医療的ケアが必要な児童・生徒数



資料：文部科学省「平成 28 年度特別支援学校等の医療的ケアに関する調査結果」

(4) 町田市における小・中学校に在籍する医療的ケア児数

■町田市の公立小・中学校における医療的ケアが必要な児童・生徒数

(人)

		2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
小学校	通常の学級	0	1	0	2	2
	特別支援学級	0	0	1	1	2
中学校	通常の学級	0	0	0	0	0
	特別支援学級	0	0	0	0	0

資料：町田市教育委員会教育センター

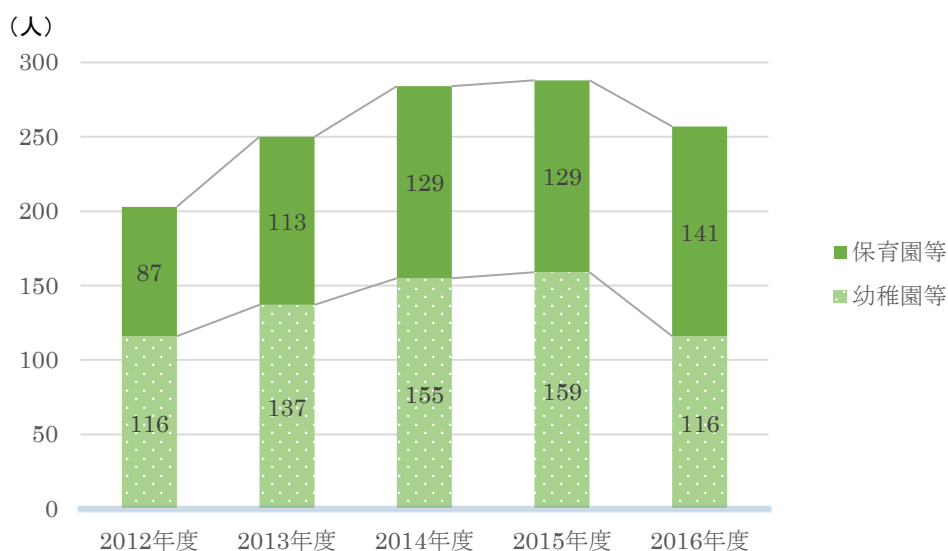
※医療的ケア児：人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児（児童福祉法第 56 条の 6 第 2 項）

4 通園・通学及び施設の利用について

(1) 保育園・幼稚園等を利用する加配等の対象児童数

- ・保育園・幼稚園等に通園している、保育士の加配等の対象となっている児童数は、保育園において増加しており、2016年度は141人となり、2012年度の87人と比べ、5年間で約1.6倍となっています。

■加配等の対象となっている児童数の推移

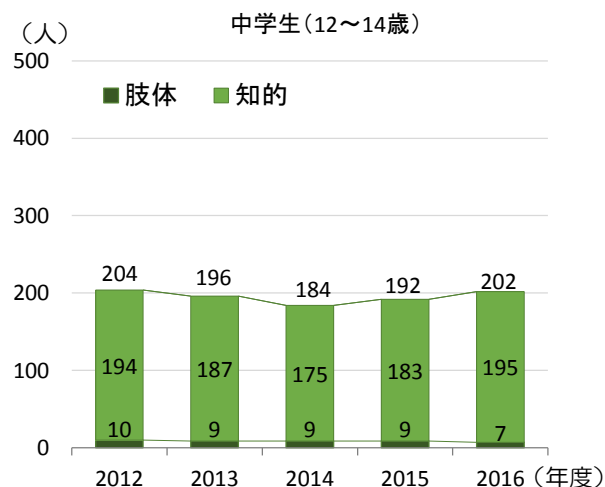
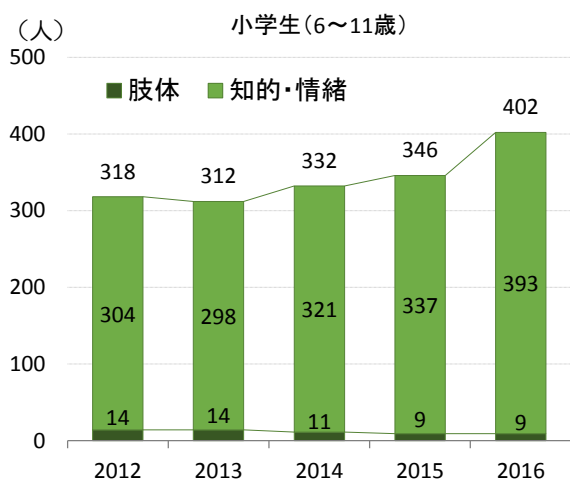


資料：町田市子ども生活部保育・幼稚園課

(2) 特別支援学級の児童・生徒数

- ・小学校の特別支援学級に在籍する児童数は増加傾向にあり、特に2016年度は大きく増加しています。
- ・中学校の特別支援学級に在籍する生徒数は、過去5年間大きな変動は見られません。

■特別支援学級の児童・生徒数の推移

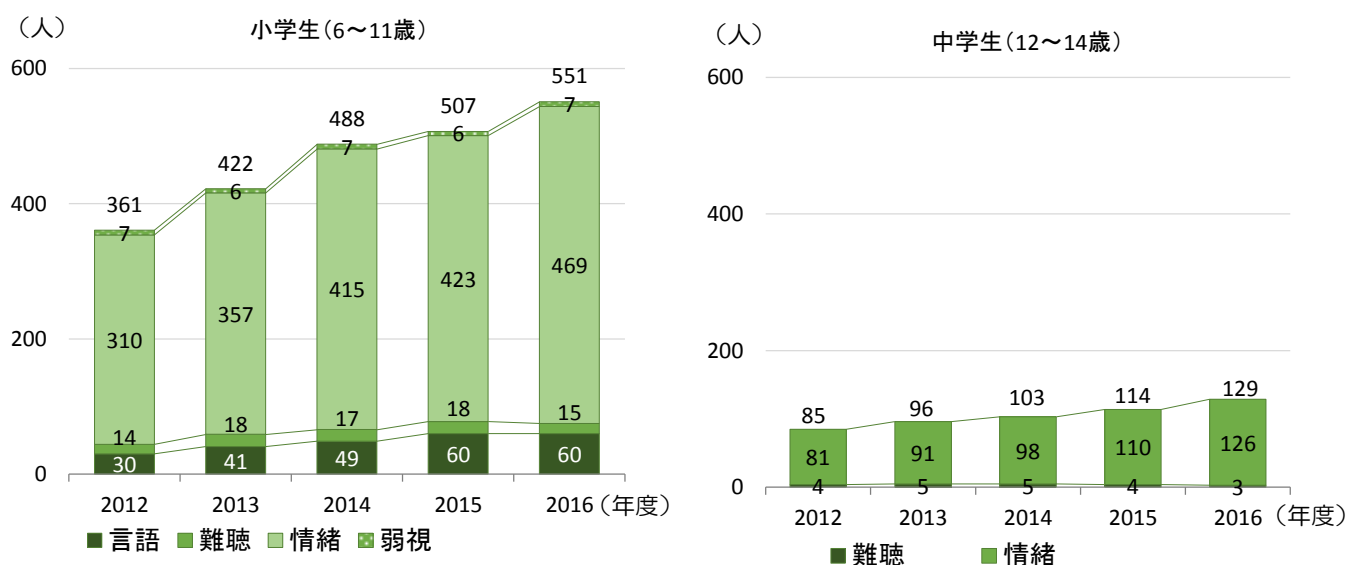


資料：町田の教育

(3) 通級特別指導学級の児童・生徒数

- ・小学校の通級特別指導学級を利用する児童は増加傾向にあり、2016 年度時点で、情緒障がい等学級の利用児は 469 人となり、5 年間で約 1.5 倍、言語障がい学級は 60 人と 2 倍となっています。
- ・中学校においても増加傾向にあり、2016 年度時点で、情緒障がい児学級が 126 人と 5 年間で約 1.5 倍となっています。

■通級特別指導学級の児童・生徒数の推移

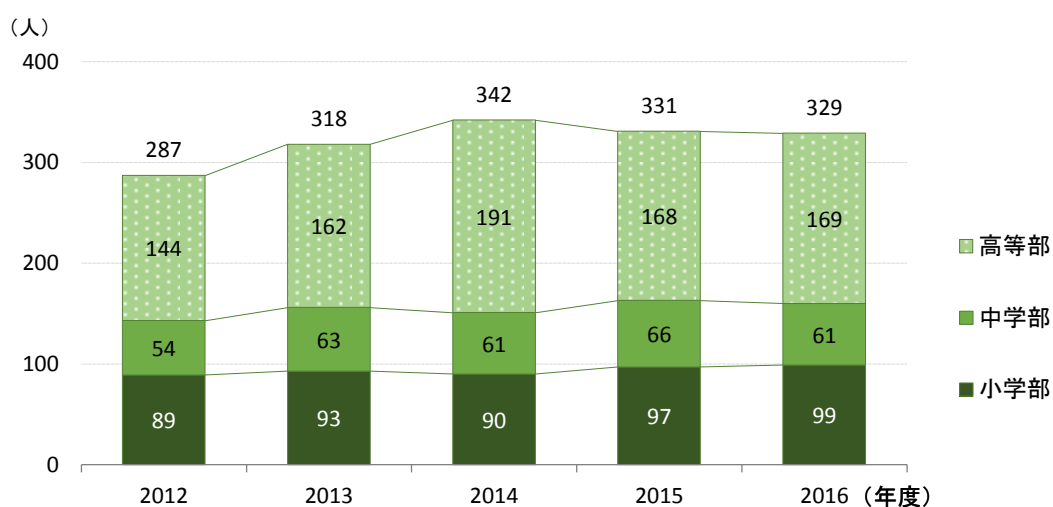


資料：町田の教育

(4) 町田の丘学園の在籍児童・生徒数

- ・知的障害教育部門に在籍する児童・生徒は、小学部・中学部では大きい変動は見られません。高等部は 2014 年度に増加しています。

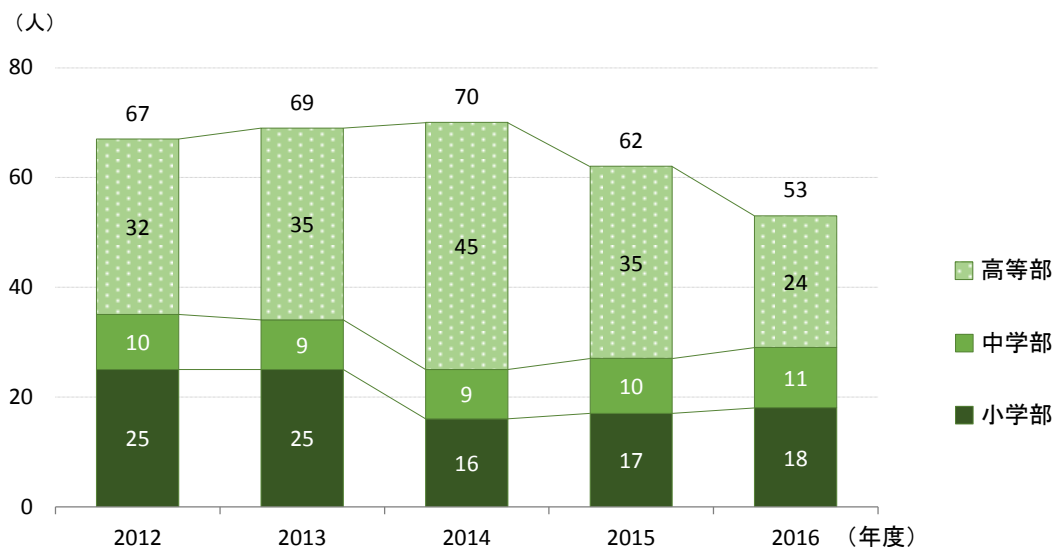
■特別支援学校「町田の丘学園」_知的障がい児数の推移



資料：東京都立町田の丘学園ホームページ

- ・肢体不自由教育部門に在籍する児童・生徒は、学部によって推移の差が大きく、中学部は大きい変動は見られませんが、高等部は2012年度から2014年度まで約1.5倍増加し、その後2016年度まで約半数まで減少している反面、小学部は2013年度から2014年度で減少し、それ以降はほぼ横ばいで推移しています。

■特別支援学校「町田の丘学園」肢体障がい児数の推移

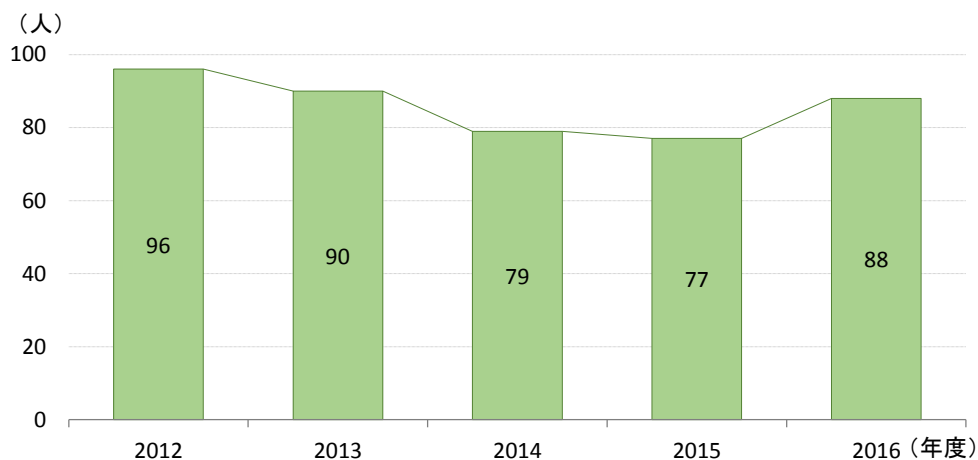


資料：東京都立町田の丘学園ホームページ

(5) 学童保育クラブにおける指導員の加配対象児童数

- ・学童保育クラブにおける、指導員等を加配する対象となっている児童数は減少していましたが、2016年度は増加に転じました。

■学童保育クラブ加配対象児童数の推移

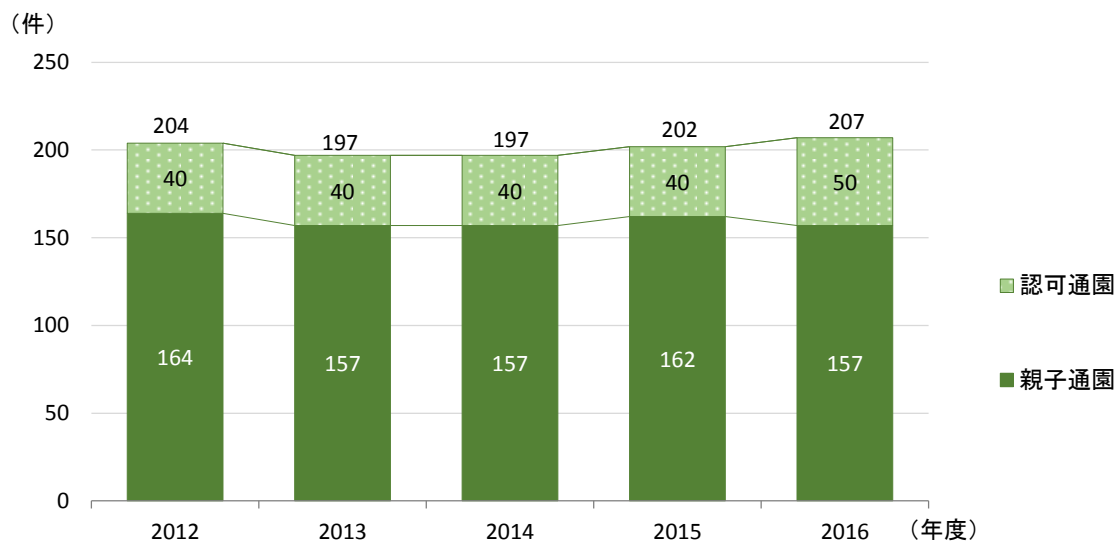


資料：町田市子ども生活部児童青少年課

(6) すみれ教室における療育サービスの利用状況児童数

- 定員が 40 名となっている認可通園の利用児童数は、過去 5 年間常に定員に達しています。なお、2016 年度からは、肢体不自由児を受け入れるため定員を増やしました。
- 親子通園の利用児童数も、大きな増減はありません。

■ すみれ教室利用児童数の推移



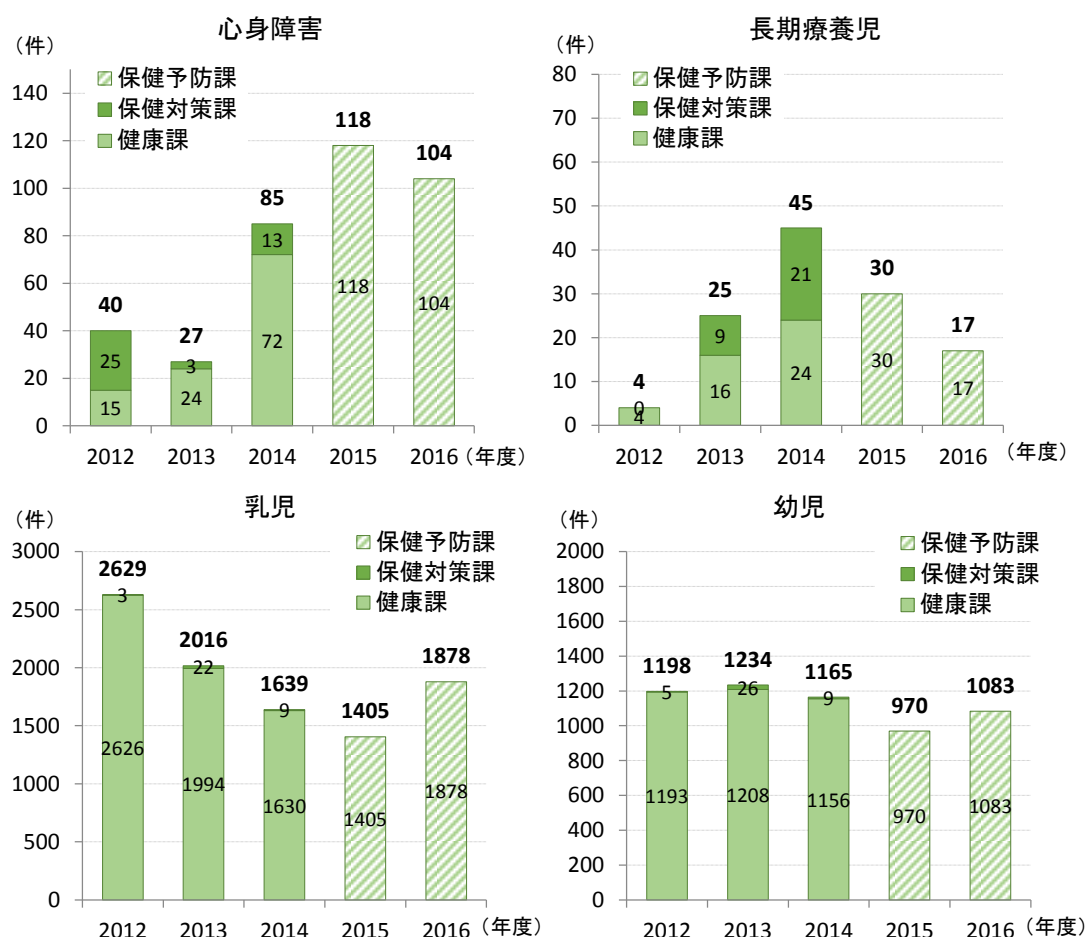
資料：町田市子ども発達センターすみれ教室

5 相談の利用状況

(1) 保健師の相談受付（個別支援活動）件数

- ・保健師が受付けた相談件数は、概ね増加しています。「心身障害※¹」は2014年度以降、大幅に増加しています。「長期療養児※²」は近年減少傾向にありますが、「乳児」や「幼児」については、2015年度から減少傾向から増加傾向に転じています。

■保健師の地区活動件数※における発達支援に関する活動件数の推移



資料：町田市保健所保健予防課

※1 心身障害：知的障がい児、身体障がい児、重度心身障がい児

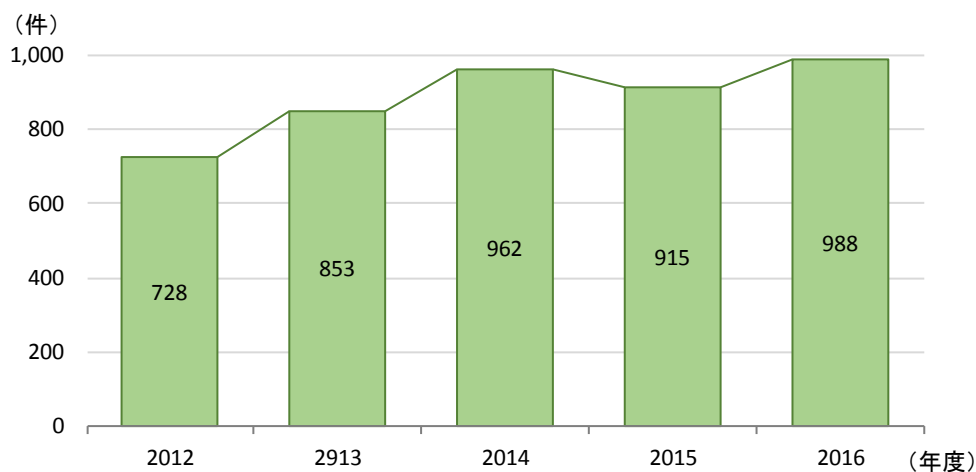
※2 長期療養児：小児慢性特定疾患医療費助成を受けている児童など、長期療養生活を送っている児童

※3 保健師地区活動：本人、家族、医療機関、福祉機関、教育関係などから相談や依頼のあったもの、また結核・感染症などの発生届、医療費公費負担申請、その他各種検診・健康相談等で必要のある人に対して実施しています。（町田市保健所事業概要から）

(2) すみれ教室の相談受付件数

- すみれ教室の相談受付件数は増加傾向にあり、2016 年度は 988 件で、2012 年度の 728 件から約 1.4 倍となっています。

■ すみれ教室の相談受付件数の推移

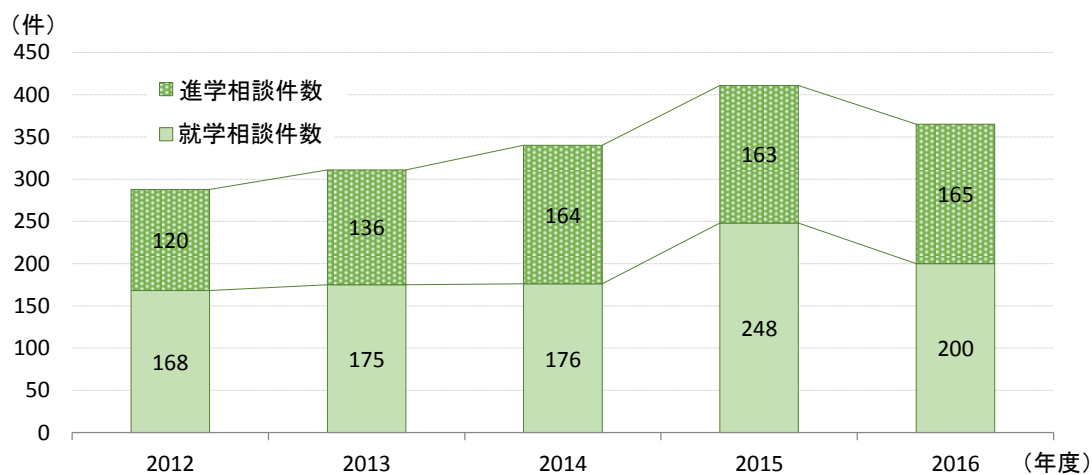


資料：町田市子ども発達センターすみれ教室

(3) 教育センターの相談受付件数状況

- 進学相談件数は 2014 年以降ほぼ横ばいで推移している反面、就学相談件数は 2015 年度に増加しています。

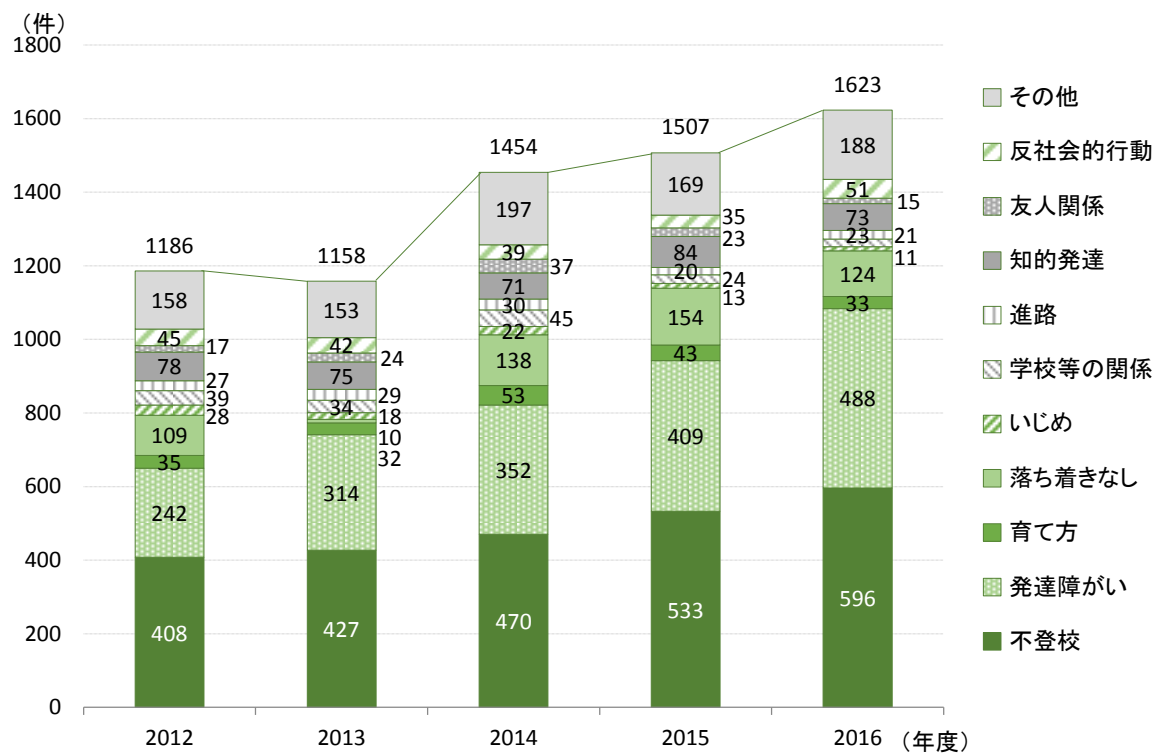
■ 就学相談及び進学相談件数の推移



資料：町田の教育

- 教育相談の件数は、おおむね増加していますが、相談内容で異なる傾向を示しています。「発達障がい」の相談件数は、2012 年度は 242 件でしたが、2016 年度は 488 件となり、2 倍以上に増加しています。

■ 教育相談件数の推移



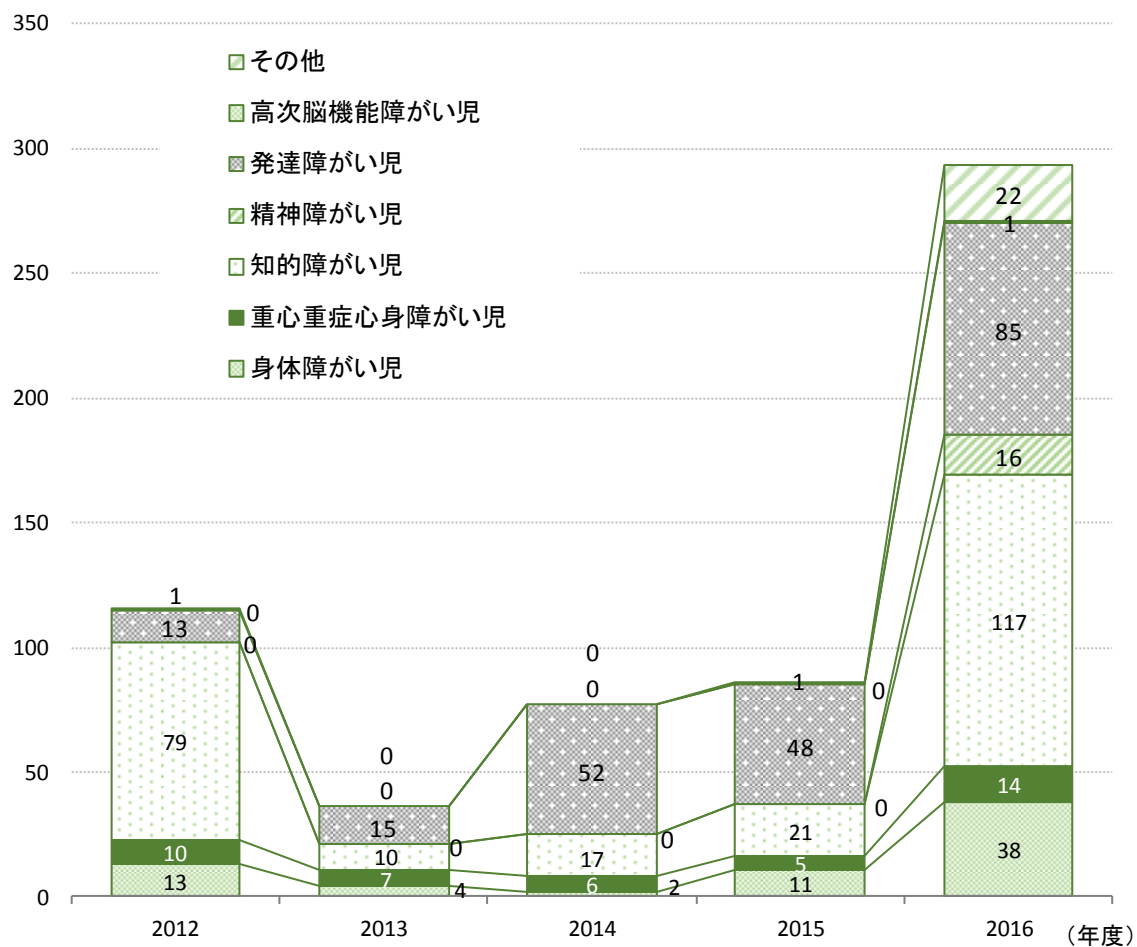
資料：町田の教育

(4) 障害児相談支援の利用状況

- ・「障害児通所支援制度」の初年度だった 2012 年度と、障がい者支援センターを立ち上げた 2016 年度は、相談が多くなっています。
- ・障がい児の相談件数は、発達障がいを要因とした相談が増えています。

■障がい児の相談件数の推移

(件)



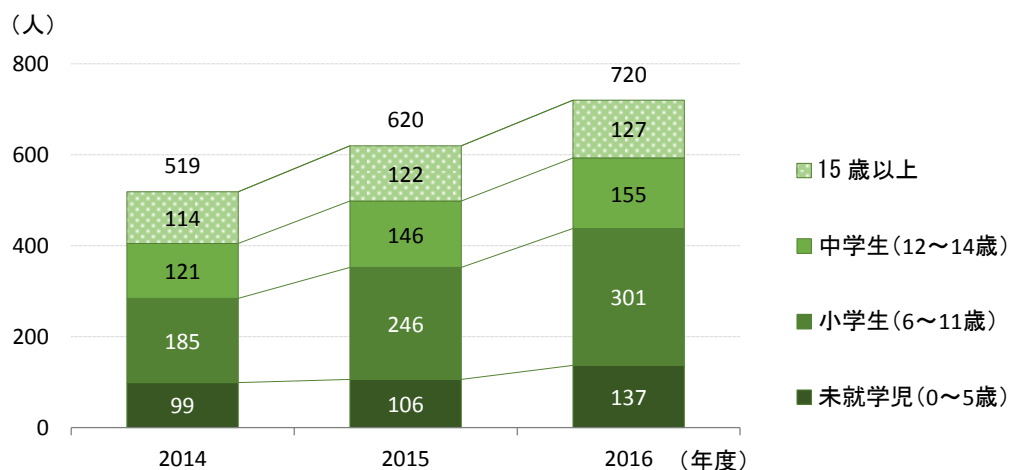
資料：町田市地域福祉部障がい福祉課

6 障害児通所支援サービスの利用について

(1) 障害児通所支援受給者証取得児童数

- 「障害児通所支援受給者証」を取得する児童数は、増加傾向にあります。特に小学生は大きく増加しています。

■障害児通所支援受給者証所持児童数の推移

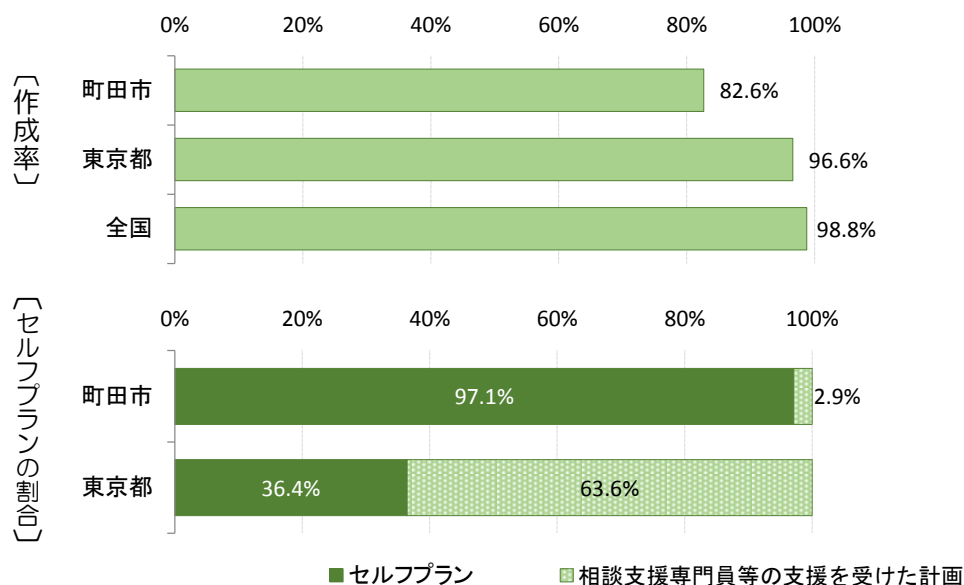


資料：町田市地域福祉部障がい福祉課

(2) 障害児支援利用計画（サービス等利用計画）の作成状況

- 「障害児支援利用計画」（サービス等利用計画）の作成率は、約 83%となっており、東京都や全国の傾向に比べ、低くなっています。
- 「障害児支援利用計画」（サービス等利用計画）のうち、セルフプランの割合は約 97%で、東京都内の傾向に比べ、相談支援専門員等の支援を受けて計画を作成した割合は著しく低くなっています。

■サービス等利用計画の作成について



資料：厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課調べ（平成 28 年 9 月時点）

7 障害児通所支援、障害児相談支援の提供体制

(1) 障害児通所支援等の提供体制

- ・障害児通所支援を行う事業者は年々増加しており、2017年度は、児童発達支援 10 か所、放課後等デイサービス 30 か所あります。
- ・保育所等訪問支援は、町田市子ども発達センターすみれ教室が行っています。
- ・障害児相談支援を行う事業所は、7 か所あります。

■障害児通所支援等		年度ごと事業所数（4月1日時点）					（か所）
		2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度
児童発達支援		3	3	5	5	7	10
（うち、重症心身障がい児・医療的ケア児の受入れ可能事業所）	重症心身障がい児	0	0	0	0	1	2
	医療的ケア児	0	0	0	0	0	2
放課後等デイサービス		3	8	11	16	23	30
（うち、重症心身障がい児・医療的ケア児の受入れ可能事業所）	重症心身障がい児	0	0	0	0	1	3
	医療的ケア児	0	0	0	0	1	3
保育所等訪問		0	0	0	0	0	1
障害児相談支援		0	0	2	3	3	7

資料：町田市地域福祉部障がい福祉課

【障害福祉サービス・障害児通所支援】

障害福祉サービス（P35・P63 参照）・障害児通所支援（P38 参照）は、障がい等のある児童が必要とするサービスを利用するための制度です。利用者がサービスを選択し、サービス提供事業者と契約を結んでサービスを受けることができます。

相談
・
申請

利用したいサービスについて相談し、申請します。
（サービス等利用計画案の作成が必要です。）

「障害児相談支援」（P50）をご利用いただくと便利です

訪問調査

生活や障がい等の状況についての面接調査を行うために、調査員が伺います。

決定通知

生活状況やサービスの利用意向を踏まえ支給決定が行われ、障害福祉サービス受給者証（通所受給者証）が交付されます。

契約

受給者証が交付されたら、利用者が自ら選んだサービス事業者を受給者証を提示して、利用にかかる契約を行います。

サービス
利用

サービスを利用します。
（利用者負担がある場合にはサービス事業者または施設に支払います。）

第3章 計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

子どもが自分らしく安心して暮らせるまちをみんなで創り出す

町田市で育つ子どもの未来が輝かしいものとなるよう、地域も含めて市全体で子どもの育ちや子育てを支援していくという考えのもと、「新・町田市子どもマスタープラン」の基本理念「子どもが自分らしく安心して暮らせるまちをみんなで創り出す」を本計画の基本理念として継承します。

2 基本的な視点

発達に支援が必要な子どもを含むすべての子どもの個性が尊重され、心身ともに安全で健やかな成長を実現するため、「新・町田市子どもマスタープラン」の基本的な視点を本計画においても継承します。

◇ 一人ひとりの子どもの権利実現

子どもは一人の市民です。子どもも大人の市民と同様に、自分の意見を表明することができ、決定に参画する権利があります。子ども自らが考え行動し、他者と関わりながら成長できる環境を整えていくことが求められています。

また、子どもへの権利侵害がおきた場合の救済や、やり直しの機会が保障されるように、大人や社会が受け止めていくことも大切です。

大人も子どもも相互理解を深めながら、市民として現在と未来を一緒に創っていくという視点が必要です。

◇ 子どもと親がともに成長する

子どもとの関わりを自らの子育てで初めて体験する親が多くなっています。

これまでは、親としての自覚や知識・技術を持っていることを前提に支援が組まれてきましたが、現代の子育てには子どもが成長する時、親も新たな体験を積み重ね、ともに成長していく視点が必要です。

子育てスタート期を大切にし、その場のみの助け合いや連携に止まらず、地域での子育て仲間の形成や地域で支え合える土壌づくりをし、子どもも親も地域の人々もともに、成長し合うことが必要です。

◇ 地域の中で家族を孤立させない

子育ての主体は家族にあります。けれども、家族の中で解決できない時や行き詰まった時に、さりげなく相談に乗ってもらったりすることはとても大きな力になるものです。一方では、子育て観・生活観などの多様化により、子育て家族と地域との結びつきに難しさを感じる市民も多くなっています。

多様な地域社会と家族との関わり方に視点を当てた地域活動が柔軟に展開されて、子育ての支え合いのできる地域社会を創ることが必要です。

◇ 市民（子どもと大人）と行政の協働を進める

子どもに関わることは、子どもと大人が協働して取り組んでいくことが必要です。また、市民と行政は、行政がやるべきことと市民ができることの分担と協働を協議し、お互いに責任をもって事業を創り出していくことが大切です。

子どもと大人が協働することによって、当事者の視点が明確になりそれぞれの地域の実情にあった施策や活動の方向性が明らかになります。

3 基本目標

障がい等の有無に関わらず、すべての子どもが共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進するため、新・町田市子どもマスタープランに掲げる3つの基本目標を継承し、本計画を推進します。

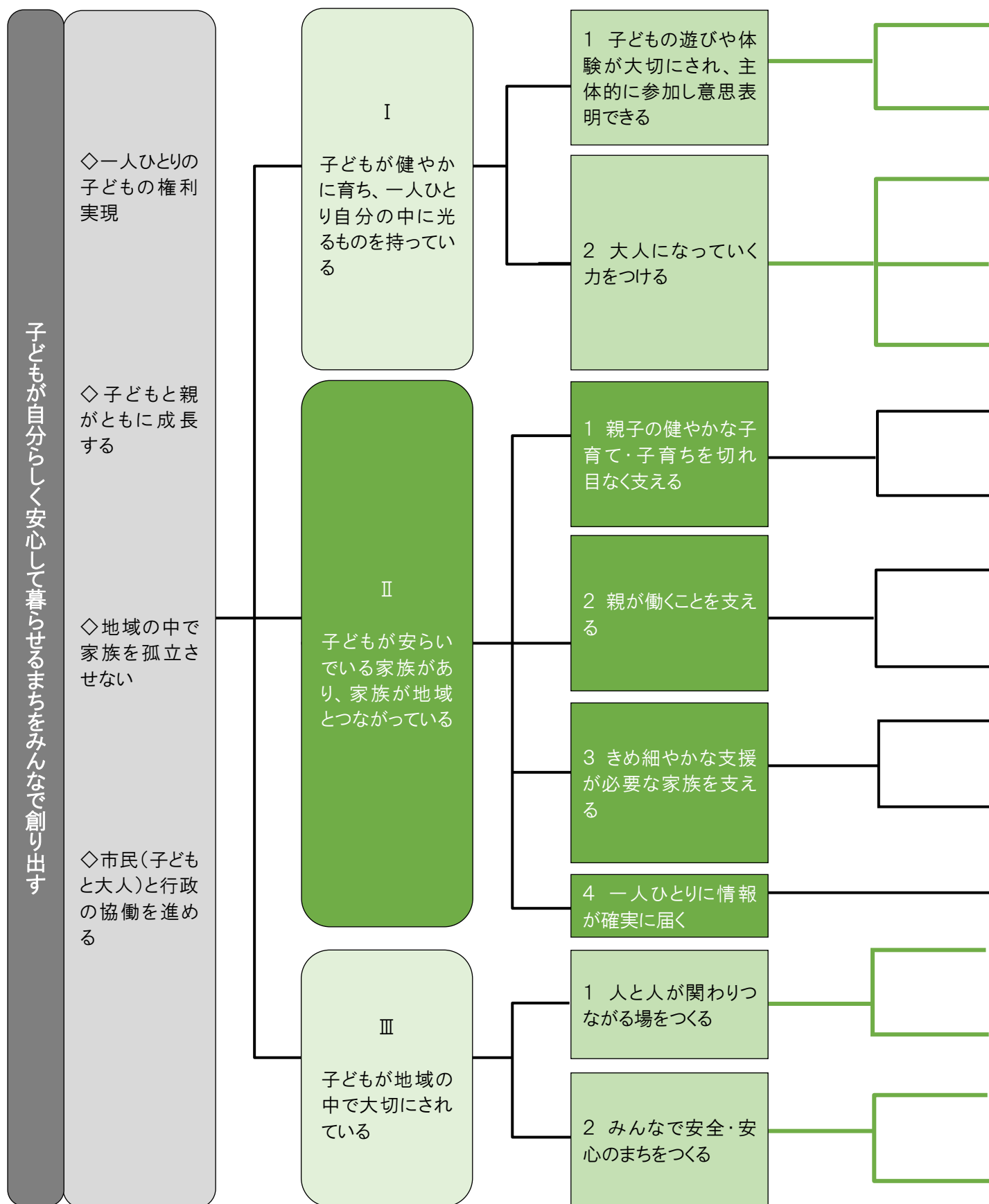
基本目標Ⅰ	子どもが健やかに育ち、一人ひとり自分の中に光るものを持っている
基本目標Ⅱ	子どもが安らいでいる家族があり、家族が地域とつながっている
基本目標Ⅲ	子どもが地域の中で大切にされている

4 施策の体系

【基本理念／視点】

【基本目標】

【目指す姿】



5 施策の体系(ライフステージ別・利用機会別)

【施策の方向】

	乳幼児期	学齢期	思春期
I-1-(1) 豊かな人間性や社会性を育む場の確保	☒	☒	☒
I-1-(2) さまざまな活動への参加の支援	☒	☒	☒
I-2-(1) 子どもの特徴に応じて大人になる力を伸ばす療育の充実	☒	☒	☐
I-2-(2) 豊かな人間性と「生きる力」をバランスよく育む教育環境の整備	☒	☒	☐
I-2-(3) 子どもの成長に対する継続的な支援	☒	☒	☒
II-1-(1) いきいきと自信を持って子育てするための相談支援の拡充	☒	☒	☒
II-1-(2) 子どもと向き合いながら自分らしい子育てをするための親の理解の支援	☒	☐	☐
II-2-(1) 不安や負担を抱え込むことなく子育てするための保育制度の充実	☒	☒	☐
II-2-(2) 不安や悩みに寄り添った教育・保育サービス等の充実	☒	☒	☒
II-3-(1) 重症心身障がい児や医療的ケア児の家族が地域の中で安心して生活することへの支援の充実	☒	☒	☒
II-3-(2) 保護者や家庭に課題を持つ家族の子育ての支援	☒	☒	☒
II-4-(1) 必要とするときに必要な情報を得るための情報提供の充実	☒	☒	☒
III-1-(1) 親同士が関わり、つながることへの支援	☒	☒	☐
III-1-(2) みんなが一緒に楽しみ、つながりあうことの支援	☒	☒	☒
III-2-(1) 地域全体で支えるための障がい等に対する理解の促進	☒	☒	☒
III-2-(2) 子どもを連れて容易に外出でき、快適に生活できるまちづくりの推進	☒	☒	☒

第4章 施策の展開

第4章 施策の展開

基本目標Ⅰ 子どもが健やかに育ち、一人ひとり自分の中に光るものを持っている

目指す姿1 子どもの遊びや体験が大切にされ、主体的に参加し意思表示できる

子どもは一人の市民として尊重される存在であり、権利主体として、あらゆることについて意見を表明することができます。大人は子どもを一人の独立した人格と見るとともに、子ども自身も自分がそうした権利を持っているという認識を、発達に支援が必要な子どもも含めて、等しく持つことが大切です。

そのため、子どもの意思決定の支援に配慮するとともに、自立と社会参加の実現を図っていく必要があります。

基本施策（１）豊かな人間性や社会性を育む場の確保

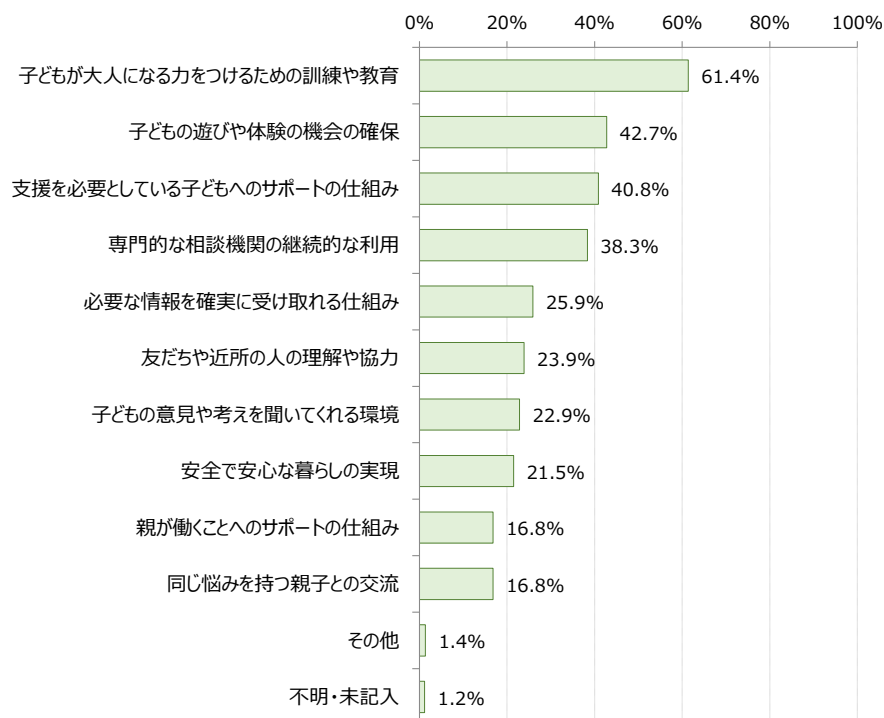
現状と課題

子どもの成長において多様な活動を経験することは、豊かな人間性や社会性を育むための重要な要素です。

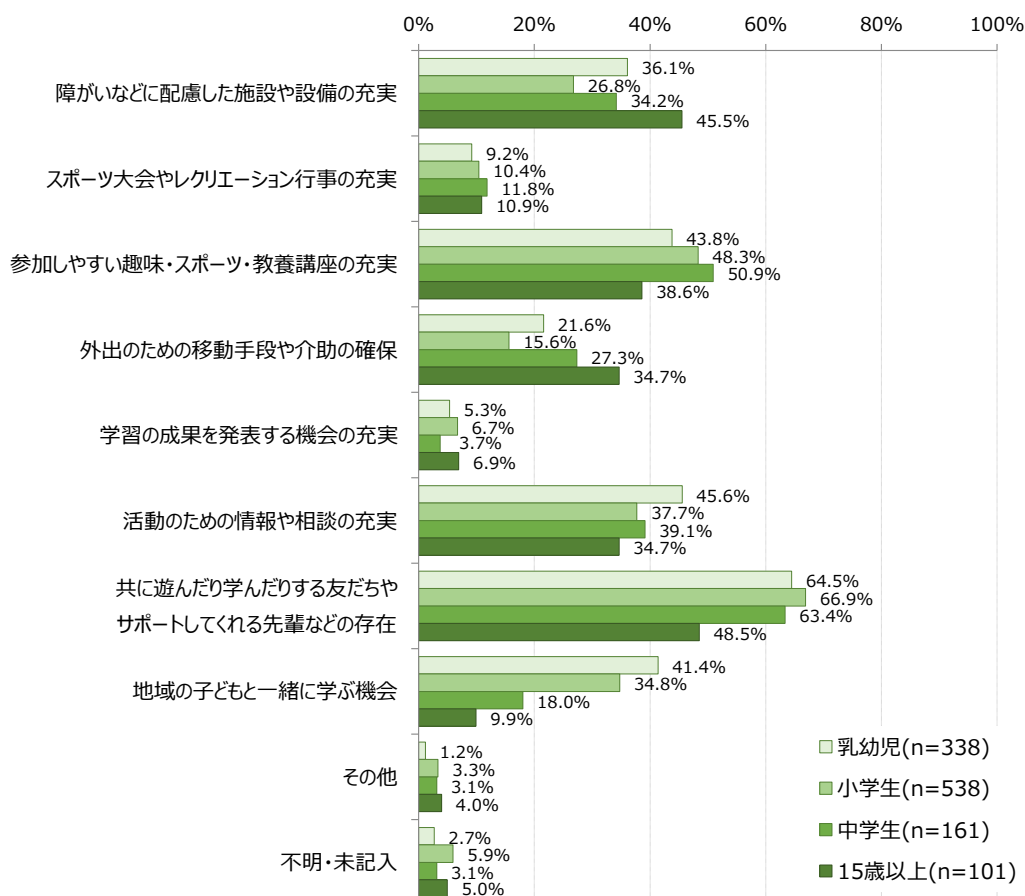
保護者に対するアンケート調査の結果では、子どもの健やかな成長のための条件として「子どもが大人になる力をつけるための訓練や教育」（61.4％）が最も多く、次いで「子どもの遊びや体験の機会の確保」（42.7％）が多くなっています。また、地域や社会に積極的に参加できるようにするために、大切なこととしては、「共に遊んだり学んだりする友だちやサポートしてくれる先輩などの存在」を求める声が、全年代で最も多くありました。また、年齢が低いほど「地域の子どもと一緒に遊ぶ機会」を求める声が多く、地域での人間関係形成に対するニーズが伺えます。

身近な地域で、障がい等の有無に関わらず、多世代交流などができる遊びや体験の場を確保することが求められています。

■保護者：問 11 子どもの健やかな成長に必要なこと3つ（n=1,158）



■保護者：問 20 地域や社会に積極的に参加できるようにするために大切なこと（年齢別）



施策の方向性

子どもが、地域で多様な遊びや体験に参加し、障がい等の有無に関わらず、さまざまな子どもたちとの交流を通じて、豊かな人間性をつくり、意思疎通を図る力をはぐくむための環境整備を進めます。

取組事業

取 組	内 容			担当課
子どもセンター事業	キャンプやスポーツなど、さまざまな体験を通じて、子ども同士から大人まで幅広く交流し、コミュニケーション能力をはぐくむ場を提供します。			児童青少年課
指標	利用者満足度（％）			
目標	2017 年度（現在）	2018 年度	2019 年度	2020 年度
	85	88	90	90

取 組	内 容			担当課
冒険遊び場事業	障がいの有無に関わらず、子どもたちが自然の中で自分の責任で自由に遊び、挑戦、異年齢の人との関わりなど様々な体験を通して心豊かに育つ身近な場を提供します。			児童青少年課
指標	常設冒険遊び場の箇所数			
目標	2017 年度（現在）	2018 年度	2019 年度	2020 年度
	3	3	4	4

取 組	内 容			担当課
障がい児スポーツ教室	小学生以上の障がいのある方を対象に、体を動かすきっかけとして、年間 36 回程度、開催します。			障がい福祉課
指標	開催回数			
目標	2017 年度（現在）	2018 年度	2019 年度	2020 年度
	36 回程度	36 回程度	36 回程度	36 回程度

取 組	内 容			担当課
障がい児者水泳教室	小学生以上の障がいのある方を対象に、夏休み期間に、水泳教室を開催します。			障がい福祉課
指標	開催回数			
目標	2017 年度（現在）	2018 年度	2019 年度	2020 年度
	3	3	3	3

取 組	内 容			担当課
障がい者スポーツ大会	障がいのある人がスポーツを通じて楽しむための大会を開催します。			障がい福祉課 スポーツ振興課
指標	開催回数			
目標	2017 年度（現在）	2018 年度	2019 年度	2020 年度
	1	1	1	1

第５次町田市障がい者計画

一番だいにしたいこと（基本理念）

「いのちの価値に優劣はない」

町田市では、障がいのある人の施策について 1998 年からずっと、このテーマをだいにしてきました。わが国が障害者権利条約を受け入れたことをふまえ、「いのちの価値」の意味を次のような視点から深めてみました。

「生命」の意味の「いのち」

障がいがある人もない人もみんな、さずかった命を大切に生きていく権利をもっています。

「人生」の意味の「いのち」

障がいがある人もない人もみんな、母親のおなかの中で生を受け、成長とともに学校に通ったり、仕事や活動をしたり、家庭をつくったり、豊かな老後を過ごすなど、自分の意思で選んだ人生をおくる権利をもっています。

「生活」の意味の「いのち」

障がいがある人もない人もみんな、自分の意思でえらび、働き、地域の中で暮らし、仲間とすごし、自分らしく生活する権利をもっています。

これらの「いのち」の価値は、障がいのある人もない人もみんな平等です。

町田市では、市民の誰もがもつこの権利を、一番だいにしたいこととして位置付けています。

基本施策（２）さまざまな活動への参加の支援

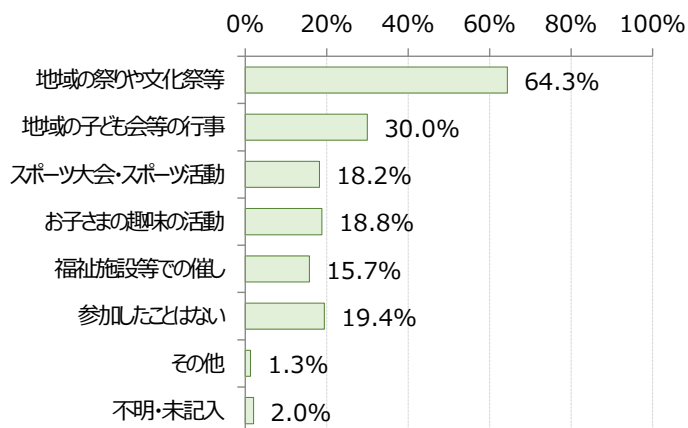
現状と課題

子どもの健やかな育ちを支えるためには、子どもが自分の意志でさまざまな経験や体験の場に参加できることが必要です。

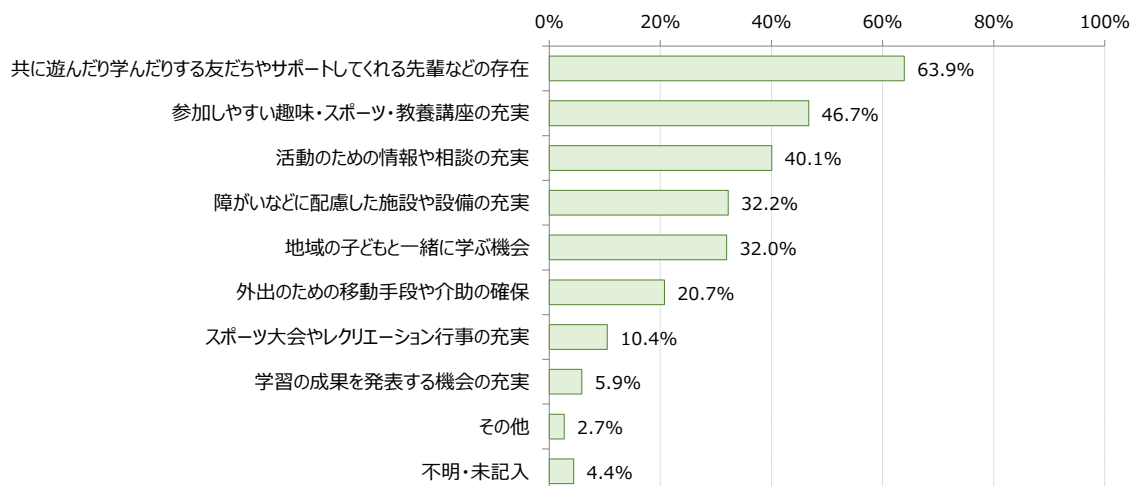
保護者に対するアンケート調査の結果では、参加した事のある行事として、「地域のお祭りや文化祭等」（64.3％）や「地域の子ども会等の行事」（30.0％）が多く、スポーツ活動や趣味の活動にはあまり参加していません。一方で、地域や社会に積極的に参加できるようにするために、「参加しやすい趣味・スポーツ・教養講座の充実」を求める声が多く、次いで「活動のための情報や相談の充実」を求める声も多いことと合わせると、身近な地域の情報はわかるものの、その他の行事や活動についての情報が少なく、このような情報を得たいとのニーズが伺えます。

こうしたことから、多世代間の交流ができる場への参加を支援することや、情報を得る環境を充実させる必要があります。

■保護者：問 18 参加したことの地域行事や活動（n=1,158）



■保護者：問 20 地域や社会に積極的に参加できるようにするために、大切なこと（n=1,158）



施策の方向性

- すべての子どもがさまざまな活動に参加できるよう、外出や社会参加に向けた支援の充実を図るとともに、さまざまな活動の情報を得やすい環境を整えます。

取組事業

取 組	内 容			担当課
マイ保育園事業	身近な認可保育園が「かかりつけ窓口」として子育て相談や子育て情報を提供します。また子育てひろばでは園庭・室内開放をはじめさまざまな遊びの会や育児講座を行っています。			子育て推進課
指標	子育てひろば事業Ⅲ型・Ⅳ型の実施園数（園）			
目標	2017 年度（現在）	2018 年度	2019 年度	2020 年度
	14	17	18	18

取 組	内 容			担当課
地域参加支援事業	子育てひろば等の地域の子ども同士で過ごす場への参加を、すみれ教室の職員が同行して支援します。			すみれ教室
指標	実施体制の確立			
目標	2017 年度（現在）	2018 年度	2019 年度	2020 年度
	研究	試行	体制確立	—

取 組	内 容			担当課
まちだ子育てサイトや母子健康手帳アプリの活用	『分かりやすい』『見やすい』『検索しやすい』子育て情報サイト「まちだ子育てサイト」や、「母子健康手帳アプリ」で、発達に支援が必要な子どもとその保護者に向けた情報を発信していきます。			すみれ教室 子ども総務課
指標	サイトアクセス数（件）・アプリ登録者数（人）			
目標	2017 年度（現在）	2018 年度	2019 年度	2020 年度
	120,000・3,800	360,000・5,700	600,000・7,600	1,200,000・9,500

障害福祉サービスのうち、移動支援、同行援護、行動援護や重度障害者等包括支援は、障がい等があるために外出することや行動することが困難な13歳以上の子どもも利用できます。このサービスを利用するには、「障害福祉サービス受給者証」の交付を受けて、サービスを提供する事業者と利用契約を結びます。（P20 参照）

障害福祉サービス	内 容
移動支援事業	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のため、外出の際の移動を支援します。
同行援護	視覚障がい者（児）に、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護を行います。
行動援護	行動するときに生じる危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排泄及び食事等の介護等を行います。
重度心身障害者包括支援	居宅介護、同行援護、重度訪問介護、行動援護などを包括的に提供します。

目指す姿２ 大人になっていく力をつける

子どもは、その成長段階に応じた役割や責任を果たすことによって、社会を作り上げる一員としての自覚を持っています。

発達に支援が必要な子どもを含むすべての子どもが、さまざまな体験や多世代との関わりを積み重ね、個性や多様性を認め合い、ともに力を合わせて問題や目標に立ち向かっていくことができることが求められます。

そのため、身近な地域における教育の場を基本とし、必要に応じて適切な療育を受けられ、子どもが持っている伸びる力を継続して支援していきます。

基本施策（１）子どもの特徴に応じて大人になる力を伸ばす療育の充実

現状と課題

発達に支援が必要な子どもが健全に成長するためには、子どもの特徴と成長に合わせ、専門的な知識に基づいた療育が必要な場合があります。

町田市では、長年にわたって「すみれ教室」で、発達に支援が必要な乳幼児に対する療育を行ってきました。近年、こうした療育を行う指定事業所が増えており、利用者の選択の幅が広がっています（第２章「７ 障害児通所支援、障害児相談支援の提供体制」参照）。また、通園している地域の保育所等で療育等を行う「保育所等訪問支援」事業の利用も増えており、地域社会での生活を基本として必要な支援を受ける環境が整ってきています。

障がい等の有無に関わらず、子どもが身近な地域で、適切な療育を受けられる体制の一層の整備が求められています。

施策の方向性

- 一人ひとりの子どもの発達特性に応じた質の高い療育内容を提供し、地域での生活を基本として大人になる力をつけることができるよう、療育体制の充実を図ります。

取組事業

取 組	内 容			担当課
児童発達支援事業	児童発達支援センターとしてのすみれ教室で、未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作や集団生活への適応機能訓練等を行います。			すみれ教室
指標	すみれ教室の認可通園部門の利用児童数（人）			
目標	2017 年度（現在）	2018 年度	2019 年度	2020 年度
	44	44	44	45

取 組		内 容			担当課
保育所等訪問支援事業		支援の必要な子どもが利用している地域の保育園等に、専門的な知識を持つ職員等が伺って、集団生活への適応のための支援を、すみれ教室で行います。			すみれ教室
指標	利用児童数（人）				
目標	2017 年度（現在）	2018 年度	2019 年度	2020 年度	
	20	30	35	40	

取 組		内 容			担当課
並行通園事業		地域の保育園・幼稚園等を利用しながら、専門的な訓練等を受けるために、定期的にすみれ教室に通園することができます。			すみれ教室
指標	利用児童数（人）				
目 標	2017 年度（現在）	2018 年度	2019 年度	2020 年度	
	12	18	18	40	

取 組		内 容			担当課
居宅訪問型児童発達支援		外出することが著しく困難な重い障がい等のある子どもの家庭に伺って、専門的な発達支援を行います。			すみれ教室
指標	提供体制の確立				
目 標	2017 年度（現在）	2018 年度	2019 年度	2020 年度	
	提供準備	提供体制の確立	—	—	

障害児通所支援の各サービス

障害児通所支援は、療育や訓練等が必要な子どもに、日常生活の基本的動作の指導や、集団生活への適応訓練等を行うサービスです。

障害児通所支援	児童発達支援	未就学児の障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練を行います。
	医療型児童発達支援	未就学児で肢体不自由の障がい児に、児童発達支援及び治療を行います。
	居宅訪問型児童発達支援	外出することが著しく困難な重度の障がい児に、居宅を訪問して児童発達支援を行います。
	放課後等デイサービス	就学中の障がい児に、放課後や長期休暇中などにおいて、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。
	保育所等訪問支援	保育所等に通園する障がい児に、障がい児以外の児童との集団生活に適応するための、専門的な支援を行います。

「障害福祉サービス受給者証(通所受給者証)」を取得してからご利用いただけます。
(詳しくは P21 参照)

■障害通所支援の利用状況と量の見込み

	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度 (現在)	2018 年度	2019 年度	2020 年度
児童発達支援	84 人	100 人	129 人	149 人	172 人	195 人	218 人
	875 人日	942 人日	1,330 人日	1,639 人日	1,892 人日	2,145 人日	2,398 人日
医療型児童発達支援	0 人	0 人	0 人	1 人	1 人	1 人	1 人
	0 人日	0 人日	0 人日	15 人日	15 人日	15 人日	15 人日
居宅訪問型児童発達支援	0 人	0 人	0 人	0 人	1 人	1 人	1 人
	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	12 人日	12 人日	12 人日
放課後等デイサービス	310 人	399 人	494 人	586 人	678 人	770 人	862 人
	2,801 人日	3,937 人日	5,500 人日	7,032 人日	8,136 人日	9,240 人日	10,344 人日
保育所等訪問支援	4 人	1 人	7 人	24 人	34 人	40 人	46 人
	4 人日	1 人日	23 人日	55 人日	78 人日	92 人日	105 人日
障害児相談支援	11 人	13 人	50 人	233 人	261 人	289 人	317 人

基本施策（２）「生きる力」をバランスよく育む教育環境の整備

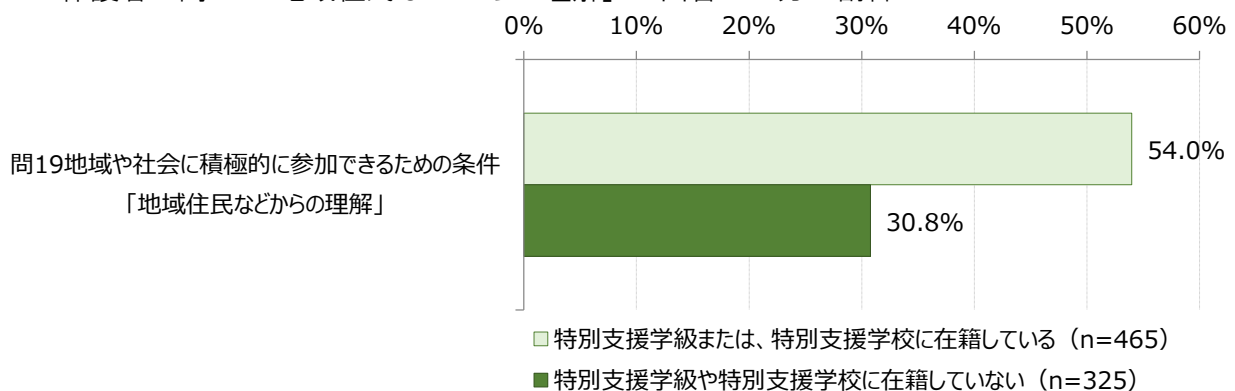
現状と課題

愛の手帳や精神障害者保健福祉手帳を取得する子どもや、医療的ケアを必要とする子どもは増加しています。（第２章「２ 障害者等手帳取得児童数の推移」「３ 医療的ケア児・重症心身障がい児の状況」参照）

町田市では、特別支援学校「東京都立町田の丘学園」や、公立小中学校の特別支援学級、通級指導学級といった、子どもの特徴に応じた専門的な指導等を行う教育環境が整っています。一方、特別支援学校や特別支援学級に在籍している子どもと在籍していない子どもでは、「地域住民などからの理解」が必要と感じている割合（54.0％）に差がありました。

専門的な指導等を受けられる教育環境の更なる整備を進めることに加え、医療的ケア児や重症心身障がい児が安心して通園・通学できるよう、保育園・幼稚園等や小中学校の受入れ環境を整えることが必要です。また、地域住民との交流などを通じて、地域住民の理解促進を図る取組みが求められています。

■保護者：問 19「地域住民などからの理解」と回答した方の割合



施策の方向性

- ・発達に支援が必要な子どもが、身近な地域とのつながりを保ちながら、適切な教育を受けられる体制の充実を図ります。

取組事業

取 組	内 容				担当課
保育園等での障がい児等の受入れ促進	保育園への障がい児受入れを継続して続けるとともに、これまで保育園で受入が難しかった医療的ケア児の受入れについて、より安全に受け入れやすい体制の構築を行います。				保育・幼稚園課
指標	より受け入れやすい体制の構築				
目標	2017 年度（現在）	2018 年度	2019 年度	2020 年度	
	検討	完了	—	—	

取 組	内 容				担当課
通常の学級及び特別支援学級における支援	通常の学級や特別支援学級における特別な配慮が必要な児童・生徒の支援を行うため、特別支援教育支援員を小・中学校全校に配置します。				教育センター
指標	配置小学校数・中学校数（校）				
目標	2017 年度（現在）	2018 年度	2019 年度	2020 年度	
	35・20	学校の状況に応じた配置調整の実施	学校の状況に応じた配置調整の実施	学校の状況に応じた配置調整の実施	

取 組	内 容				担当課
通級指導学級巡回指導の実施	小・中学校における情緒障がい等通級指導学級の巡回指導を実施します。				教育センター
指標	情緒障がい等通級指導学級の巡回指導を導入した小学校数・中学校数（校）				
目標	2017 年度（現在）	2018 年度	2019 年度	2020 年度	
	25・0	42・0	42・4	42・11	

取 組	内 容				担当課
副籍制度による教育活動を通じた地域との交流の充実	各学校が、副籍を置く児童・生徒との交流の充実を図り、全ての副籍校で副籍交流に対応できる体制を整えます。				教育センター
指標	児童・生徒（及びその保護者）から実施希望のある副籍交流が実施できた率（％）				
目標	2017 年度（現在）	2018 年度	2019 年度	2020 年度	
	93	95	97	100	

「町田市教育プラン」

教育目標

町田市教育委員会は、子どもたちが知性と感性をはぐくみ、心身ともに健康で人間性豊かに成長し、互いの人格を尊重するとともに、社会の一員としての自覚をもって地域にかかわる人間に育つことを目指します。

また、だれもが生涯を通じ、あらゆる場で学び、支え合うことができる社会の実現を目指します。

・基本方針１ 子どもたちの生きる力と健やかな精神の育成

次代を担う子どもたちの、生涯にわたって学び続ける意欲を高め、健やかな精神、豊かな心、将来の職業や生活を見通して社会の中で自立的に生きていく力をはぐくみます。

・基本方針２ 学校の教育力の向上

さまざまな教育課題に対応し、子どもたちにとってよりよい教育を進めるために、教師の指導力を高め、教育環境の充実・整備を進めます。

・基本方針３ 家庭、地域、学校が連携した教育の推進

保護者や地域、関係諸機関と学校とが連携した教育の取組を推進し、子どもたちの健全育成や安全の確保を進めます。

・基本方針４ 生涯学習の推進

市民が生涯にわたって、いつでもどこでも自由に学び続け、支え合うことができる社会を目指し、学習の機会や場の充実、環境の整備を進めます。

「町田市特別支援教育推進計画」

計画の考え方

町田市教育委員会は、「教育目標」（「町田市教育プラン」参照）や国の「特別支援教育の理念」を踏まえ、児童・生徒一人ひとりの教育ニーズを把握し、きめ細かな支援と障がいの特性に応じた指導の充実、教育環境の整備、継続した支援体制の確立等、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の質の向上に取り組むことにより、自立や社会参加ができる力や地域の一員として生きていける力を培い、すべての人が障がいへの理解を深めるよう、支え合う地域社会を実現するとともに、障がいの有無やその他の個々の違いを認めつつ、共に生きていける共生社会を形成する子どもの育成を目指します。

【町田市の「教育目標」】

町田市教育委員会は、こどもたちが知性と感性をはぐくみ、心身ともに健康で人間性豊かに成長し、互いの人格を損著するとともに、社会の一員としての自覚をもって地域にかかわる人間に育つことを目指します。

また、だれもが生涯を通じ、あらゆる場面で学び、支え合うことのできる社会の実現を目指します。

【国の「特別支援教育の理念」】

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。

さらに、特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつさまざまな人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。

基本施策 1 特別支援教育の校内支援体制の確立

基本施策 2 特別支援教育に関する教員の専門性の向上

基本施策 3 多様な教育環境の整備

基本施策 4 継続した相談体制・支援体制の構築

基本施策 5 地域や関係機関と連携した支援体制の推進

基本施策（３）子どもの成長に対する継続的な支援

現状と課題

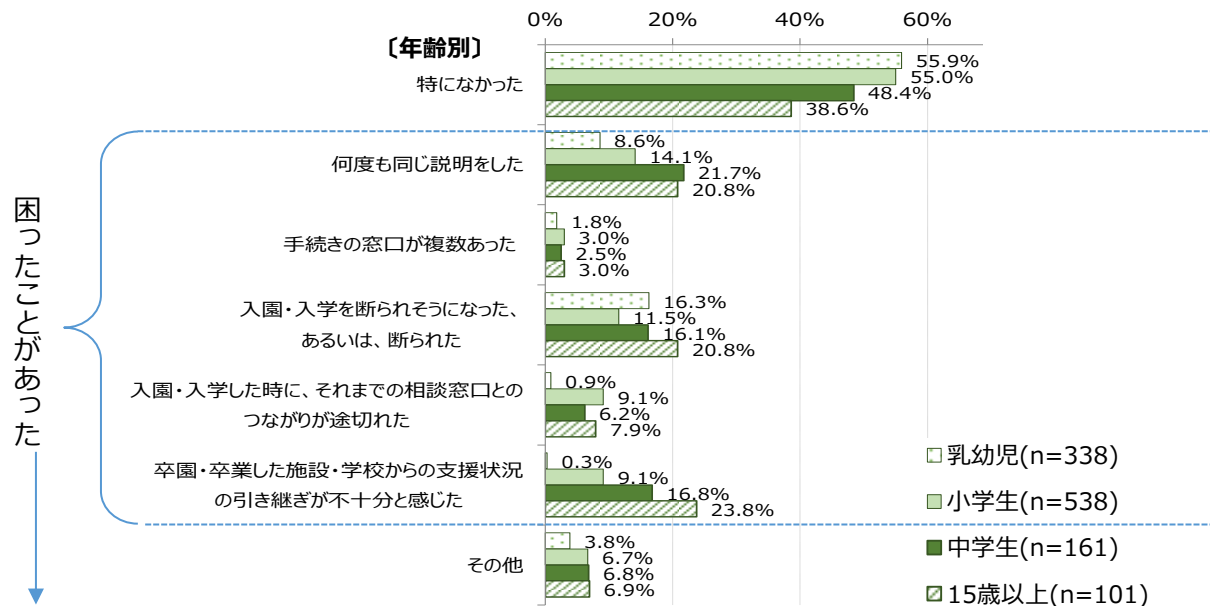
保育園・幼稚園等から小学校への入学や、小学校から中学校への進学など、ライフステージの変化は、子どもにとって人生の大きな節目となります。こうした節目の時期を安心して迎えるためには、ステージが変わっても途切れることなく、必要な支援が受けられることが重要です。このため、町田市では、就学前から支援を受けている児童の情報を就学時に学校に引き継ぐ「就学支援シート」を活用し、切れ目のない支援を行っています。

しかし、保護者に対するアンケート調査の結果によると、約４割の保護者が入園・入学時に困ったことがあったと回答し、困ったこととして、「入園・入学を断られそうになった・あるいは断られた」に次いで、「何度も同じ説明をした」「引き継ぎが不十分と感じた」「それまでの相談窓口とのつながりが切れた」を挙げており、支援の途切れを感じています。

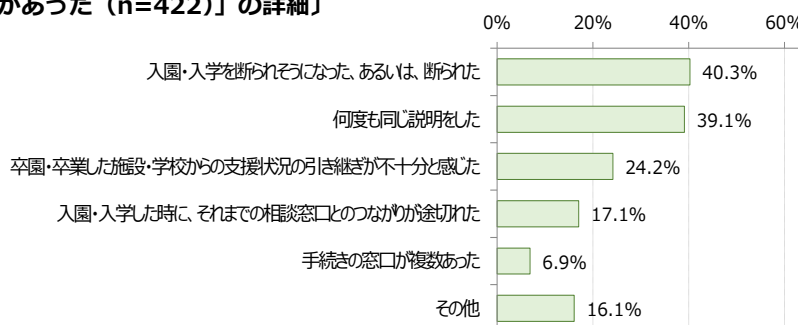
子ども一人ひとりの状況に応じた、切れ目のない支援体制の一層の整備が求められています。

■保護者：問 12 入園・入学時で経験した困った事

〔全体（n=1,158）〕



〔困ったことがあった（n=422）〕の詳細〕



施策の方向性

- ・進学などによって支援が途切れることがないよう情報を確実に引き継ぐなど、各機関が緊密に連携して、切れ目のない一貫した支援体制を整えます。

取組事業

取 組	内 容				担当課
特別支援教育巡回相談員による支援	特別支援教育巡回相談員が、学校からの要請に応じ専門家チーム専門員・特別支援学級専任相談員と共に学校を訪問し、通常学級や特別支援学級に在籍する、特別な支援や配慮を要する児童・生徒の指導方法に関する指導・助言を行います。				教育センター
指標	指導・助言の実施				
目標	2017 年度（現在）	2018 年度	2019 年度	2020 年度	
	実施	実施	実施	実施	

取 組	内 容				担当課
保育園・幼稚園・すみれ教室等連絡会	保育園、幼稚園等、すみれ教室、小学校、学童保育クラブ、町田の丘学園小学部の間で連絡協議会を行い、円滑な就学を目指します。				教育センター
指標	開催回数（回）				
目標	2017 年度（現在）	2018 年度	2019 年度	2020 年度	
	2	2	2	2	

取 組	内 容				担当課
進路先への引継ぎ	特別な支援を必要とする生徒が中学校を卒業する際に、進路先への「学校生活支援シート(個別の教育支援計画)」の引継ぎを行い、進路先への適切な支援が継続されるようにします。				教育センター
指標	引継実施体制の確立				
目標	2017 年度（現在）	2018 年度	2019 年度	2020 年度	
	試行	実施	実施	実施	

取 組		内 容			担当課
就学・進学相談		小学校への就学、中学校への進学の際に、特別な支援を必要とする子どものために、個々の特性に合わせた教育支援を保護者と共に考えます。			教育センター
指標	関係機関と協力した支援の実施				
目 標	2017 年度（現在）	2018 年度	2019 年度	2020 年度	
	実施	実施	実施	実施	

【事務局提案事業】：委員提案

取 組		内 容			担当課
（仮）療育記録ノートによる引継ぎ		入園・入学時に、これまでの支援が途切れることなく引き継がれるように、子どもの成長と療育内容等を記録するノートを作成し、希望する保護者に配布します。			すみれ教室
指標	就学時のノートの利用				
目標	2017 年度（現在）	2018 年度	2019 年度	2020 年度	
	検討	検討	ノートの完成	利用開始	

基本目標Ⅱ 子どもが安らいでいる家族があり、家族が地域とつながっている

目指す姿１ 親子の健やかな子育て・子育てを切れ目なく支える

子どもたち一人ひとりが、人間としてかけがえのない存在であることを実感しながら、家族に育まれ、家庭や社会の一員として人との関係を築くことができるようになるためには、身近な大人との関係で安心できることが第一歩となります。そして、大人も子どもも、ともに育ち合うことが重要です。

家庭の状況が多様化してきている中、乳幼児期から思春期までを通して、発達に支援が必要な子どもの特性や関わり方について理解を深め、子どもとの関わり方の悩みからくる育児不安をやわらげ、早期に支援につながり、適切な療育を受けることができるよう、相談・支援体制の更なる充実が求められています。

相談支援体制の充実に加え、親が子どもの特徴を理解することへの支援や、情報提供の環境の整備などにより、子どもの心豊かな成長と親になる力を身につけることを支援します。

基本施策（１）いきいきと自信をもって子育てするための相談支援の充実

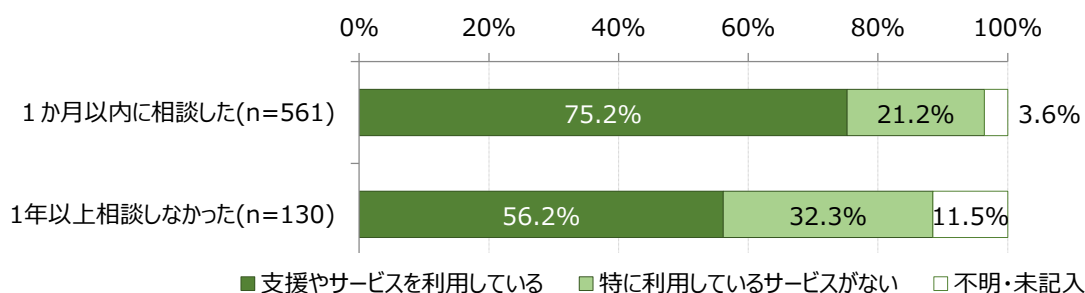
現状と課題

発達に支援が必要な子どもは、早期に支援を始めることで、その子に最適な環境を早期に整えることができ、その子の特徴にあわせて個性を伸ばす時間が増えます。

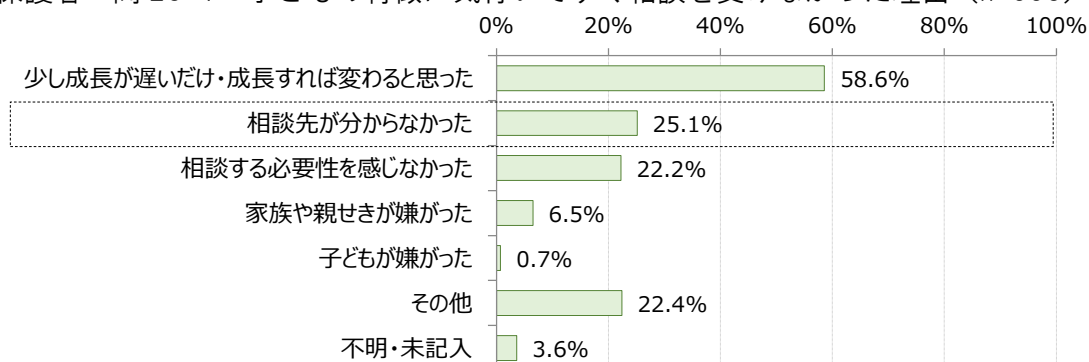
保護者に対するアンケート調査の結果では、子どもの特徴に気付いてから１か月以内に相談した方は、何らかの支援やサービスを利用している割合（75.2%）が、１年以上相談しなかった方の割合（56.2%）より高くなっています。そして、子どもの気になる特徴に気付いてもすぐに相談を受けなかった理由としては、「相談先が分からなかった」との回答が多くありました。また、関係機関へのアンケート調査の結果から、町田市においては、支援が必要と思われる子どもの７割以上が、必要な支援を受けていない可能性があります。

こうしたことから、早期発見から早期支援につなげるために、障がい等の有無が明らかでない場合でも気軽に相談できる環境を整備するとともに、相談窓口の明確化と継続して専門的な相談支援が受けられる体制整備が求められています。

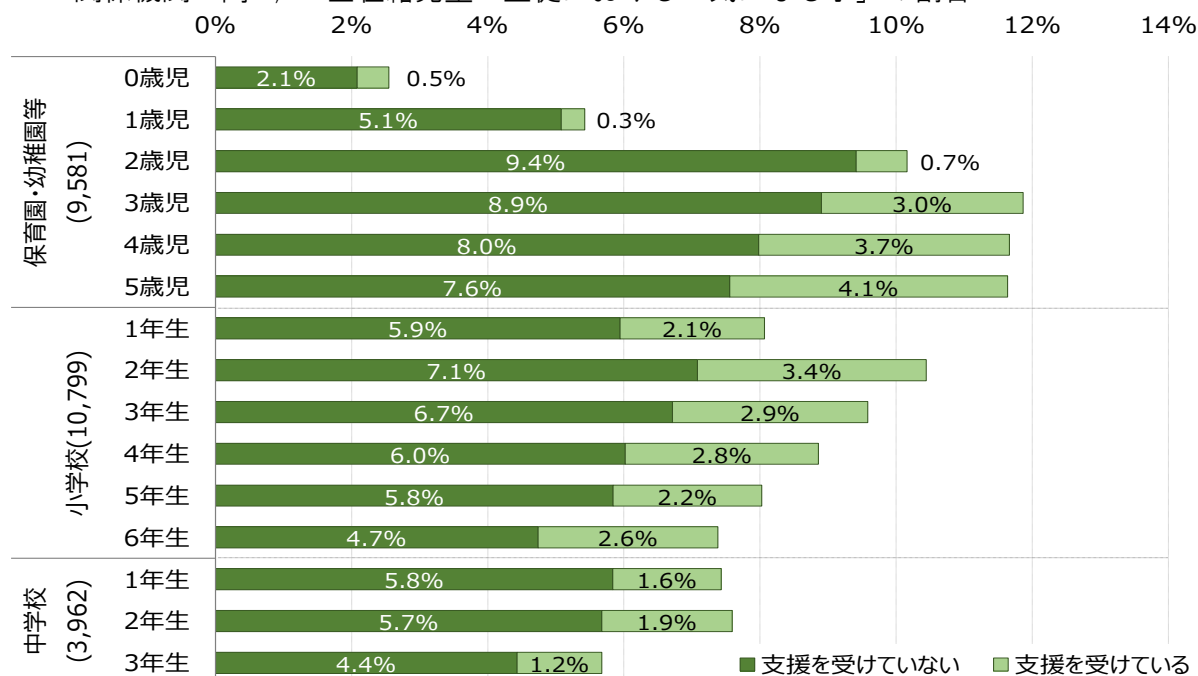
■保護者：問 24 最初の相談の時期（１か月以内/１年以上）と、支援やサービス利用状況の違い



■保護者：問 23-1 子どもの特徴に気付いてすぐ相談を受けなかった理由（n=553）



■関係機関：問 6,7 全在籍児童・生徒における「気になる子」の割合



【全在籍児童・生徒 24,342 人）における割合】	人数	割合
支援を受けていない子ども	1,593 人	6.5%
支援を受けている子ども	623 人	2.6%
合計	2,216 人	9.1%

施策の方向性

- ・保護者や子どもに合った子育ての仕方などについて、身近で相談しやすい環境を整え、障がい等を早期に発見するとともに、子どもや家庭の状況に応じた適切な支援が受けられるよう、相談支援体制を充実させます。

取組事業

取 組	内 容				担当課
各種乳幼児健康診査	各種健診で乳幼児の健康増進、疾病等の早期発見と保護者への育児支援を行います。				保健予防課
指標	受診率（％）				
目標	2017 年度（現在）	2018 年度	2019 年度	2020 年度	
	100％	100％	100％	100％	

取 組	内 容				担当課
発達に関する相談事業	保健所や教育センターなどと連携して、「すみれ教室」が0歳から18歳未満の子どもの発達についての相談窓口となる体制を確立します。				すみれ教室
指標	相談窓口体制の確立				
目標	2017 年度（現在）	2018 年度	2019 年度	2020 年度	
	検討	窓口体制の確立	—	—	

取 組	内 容				担当課
子育てひろば巡回相談事業	障がい等が明らかでない子どもの発達に関する相談について、身近な場所で気軽に相談できるよう、専門的知識を持つ職員が「子育てひろば」を巡回します。				すみれ教室
指標	実施回数（回）				
目標	2017 年度（現在）	2018 年度	2019 年度	2020 年度	
	12	15	15	20	

取 組	内 容				担当課
地域子育て相談センター事業	マイ保育園事業(子育てひろば事業)等を通じて、発達に支援が必要な子どもの子育てについて、専門機関であるすみれ教室との連携により子育てを支援する体制の充実を図ります。				子育て推進課
指標	子育てひろば事業Ⅲ型・Ⅳ型の実施園数				
目標	2017 年度（現在）	2018 年度	2019 年度	2020 年度	
	14	17	18	19	

取 組	内 容				担当課
障害児相談支援事業	障害児相談支援の利用率を高め、「障害児支援利用計画案」作成支援等を通じて、適切なサービスを選択できる環境を整えます。				すみれ教室
指標	新たに受給者証を取得する際のセルフプランの割合（％）				
目標	2017 年度（現在）	2018 年度	2019 年度	2020 年度	
	70	50	30	0	

【事務局提案事業】：委員提案

取 組	内 容				担当課
障害児相談支援事業者連絡会	市内の障害児相談支援事業者の連絡会を開催し、情報の共有を図ります。				すみれ教室
指標	開催回数（回）				
目標	2017 年度（現在）	2018 年度	2019 年度	2020 年度	
	0	2	2	2	

【障害児相談支援サービスの内容】

障害児相談支援は、サービスを効果的に利用するためにマネジメントを行うサービスで、「サービスの利用に向けた支援」と「サービスを使用してからの支援」があります。このサービスを利用するには、町田市に利用申請した上で、障害児相談支援を行う事業所と契約します。

サービスの利用に向けた支援

子ども本人やその家庭の状況に合ったサービスを紹介するなどして、「障害福祉サービス受給者証」の交付手続きに必要な「障害児支援利用計画案」を作成します。利用が決定した際は、サービス事業者等との連絡調整、決定内容に基づく「障害児支援利用計画」の作成を行います。

サービスを利用してからの支援

サービス利用開始後、そのサービスの内容が適切かどうか一定期間ごとにサービス等の利用状況の検証を行い、「障害児支援利用計画」の見直し（モニタリング）を行い、その結果に基づく計画の変更など、サービスを効果的に利用するための助言等を行います。

地域のさまざまなサービスに精通し、障がい児等の相談に関する専門的な訓練を経た「相談員」が行います。子どもが第一子で幼いときなど、保護者が子育てや行政サービスの利用に慣れていない場合などには、このサービスを利用することで、子どもや家庭に合ったサービスを選択しやすくなります。

基本施策（２）子どもと向き合いながら自分らしい子育てをするための親の理解の支援

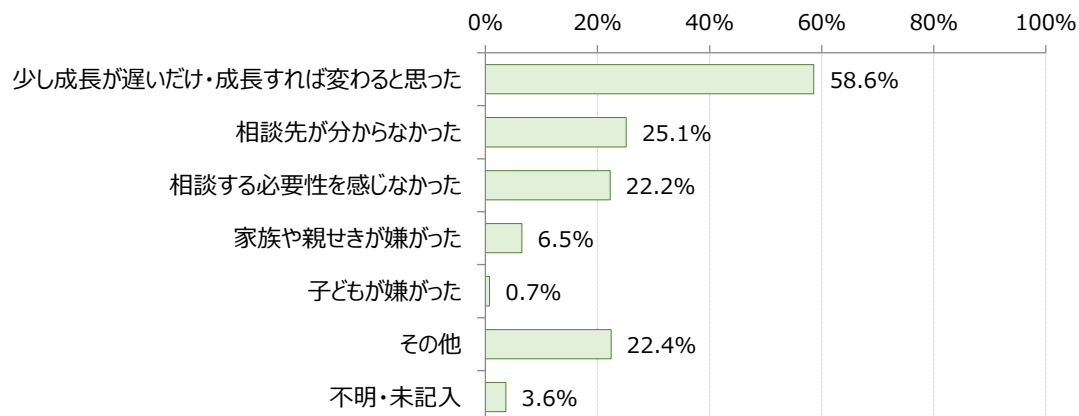
現状と課題

発達に支援が必要な子どもの健全な成長のためには、専門的な療育等の支援を早期に受けることに加え、保護者が子どもとの関わり方を理解して、家庭等においても子どもの特徴に合った適切な接し方をすることが重要です。

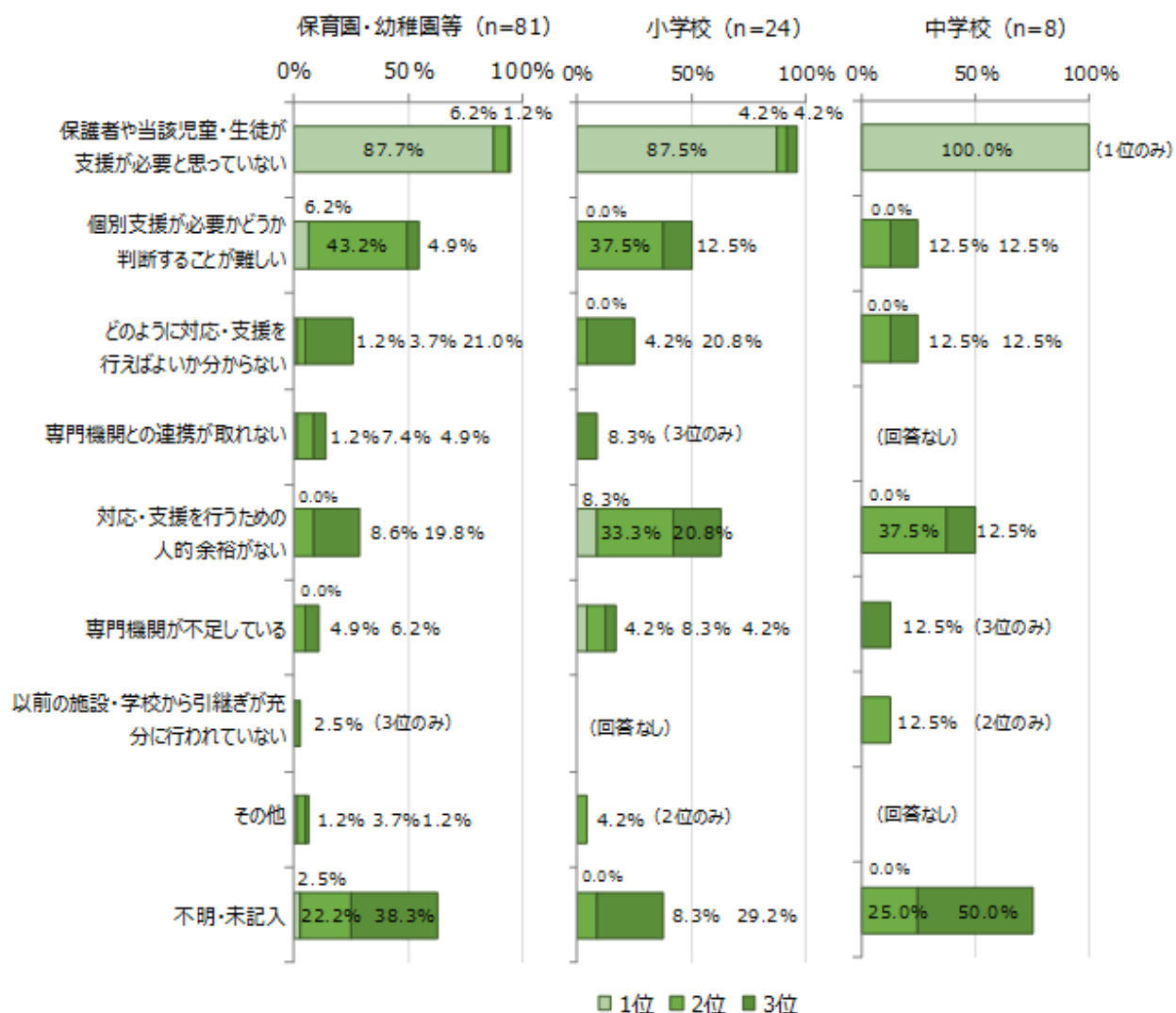
保護者に対するアンケート調査の結果では、子どもの気になる特徴に気付いてもすぐに相談を受けなかった理由として、「少し成長が遅いだけ・成長すれば変わらと思った」（58.6％）が最も多くなっています。また、保育園・幼稚園等や学校では、気になる特徴が見られても「保護者等が支援を必要とっていない」（87.7％～100％）ために、支援につなげられないと感じている回答が多くなっています。

こうしたことから、保護者が、子どもの特徴や、特徴に応じた接し方について理解を深めるための支援が求められています。

■保護者：問 23-1 子どもの特徴に気付いてすぐ相談を受けなかった理由（n=553）



■関係機関：問 9 支援につなげられない理由(1 位から 3 位)



施策の方向性

- ・子どもと向き合いながら子育てができるよう、保護者が子どもの特徴について理解を深めるための、勉強会や研修会などの機会の充実を図ります。

取組事業

取 組		内 容			担当課
子どもの発達公開講座		子どもの発達に関することを学び考える機会として、公開講座を開催します。			すみれ教室
指標	開催回数（回）				
目標	2017 年度（現在）	2018 年度	2019 年度	2020 年度	
	1 回	2 回	3 回	3 回	

取 組		内 容			担当課
親子療育事業		発達に支援が必要な子どもの特徴に適した家庭での接し方などを理解するため、0 歳～2 歳児とその保護者が、共に参加する療育プログラムを行います。			すみれ教室
指標	参加親子数（組）				
目標	2017 年度（現在）	2018 年度	2019 年度	2020 年度	
	174	174	179	184	

取 組		内 容			担当課
ペアレントトレーニング事業		4・5 歳児とその保護者が、グループディスカッションやシミュレーションなどを行い、子どもの発達の特徴や接し方の理解を深めます。			すみれ教室
指標	利用家族数（家族）				
目標	2017 年度（現在）	2018 年度	2019 年度	2020 年度	
	12	12	12	12	

目指す姿２ 親が働くことを支える

就労形態の多様化や共働き世帯が増加している中、育児休業など母親又は父親が養育に十分に携わることができ、かつ経済的に自立できるような社会整備が一層求められています。さらに、発達に支援が必要な子どもの保護者が、社会からの孤立感、閉塞感をもたず、子育て中でも社会参加できるような環境整備が望まれています。また、両親が就労している場合でも、心理的ゆとりを持って子どもとの関わりの時間を過ごせるようにすることが必要です。

基本施策（１）不安や負担を抱え込むことなく子育てするための保育制度の充実

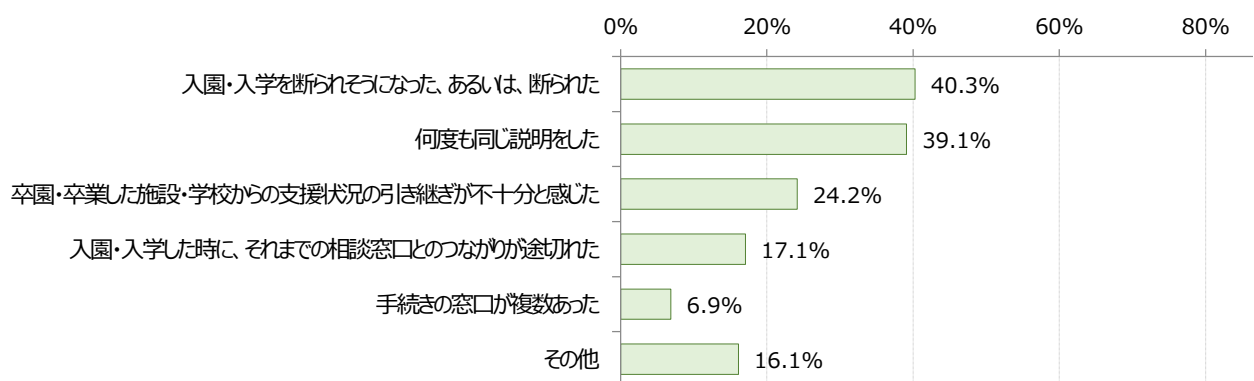
現状と課題

共働き世帯の増加に伴い、保育サービスに対するニーズが多様化・高度化する一方、子どもの発達に特徴があることから、十分な保育サービスが受けられない場合もあります。

保護者に対するアンケート調査の結果では、「入園・入学する際に困ったことがあった」と回答した保護者は、全体の36.4%（422人）で、困ったこととしては「入園入学を断られそうになった」（40.3%）と回答しています。

十分な保育サービスが受けられるよう、保育制度の充実を図る必要があります。

■保護者：問 12 入園・入学の時に困ったこと（「困ったことがあった（n=422）」の詳細）



施策の方向性

- ・発達に支援が必要な子どもの保護者が、不安や負担を抱え込むことなく子育てができ、働くことができるよう、保育制度の充実を図ります。

取組事業

【再掲】

取 組	内 容				担当課
保育園等での障がい児等の受入れ促進	保育園への障がい児受入を継続して続けるとともに、これまで保育園で受入が難しかった医療的ケア児の受入れについて、より安全に受け入れやすい体制の構築を行います。				保育・幼稚園課
指標	より受け入れやすい体制の構築				
目標	2017 年度（現在）	2018 年度	2019 年度	2020 年度	
	検討	完了	—	—	

取 組	内 容				担当課
学童保育クラブ事業	障がいの有無に関わらず、保護者の就労等で放課後に適切な保護を受けられない児童で、入会の要件を満たしていれば、全員が利用できます。				児童青少年課
指標	待機児童数（人）				
目標	2017 年度（現在）	2018 年度	2019 年度	2020 年度	
	0	0	0	0	

取 組	内 容				担当課
保育所等訪問支援事業の対象施設拡大	すみれ教室で行う保育所等訪問支援について、小・中学校や学童保育クラブ等にも訪問できる体制を構築します。				すみれ教室
指標	実施体制の構築				
目標	2017 年度（現在）	2018 年度	2019 年度	2020 年度	
	検討	完了	—	—	

基本施策（２） 不安や悩みに寄り添った教育・保育サービス等の充実

現状と課題

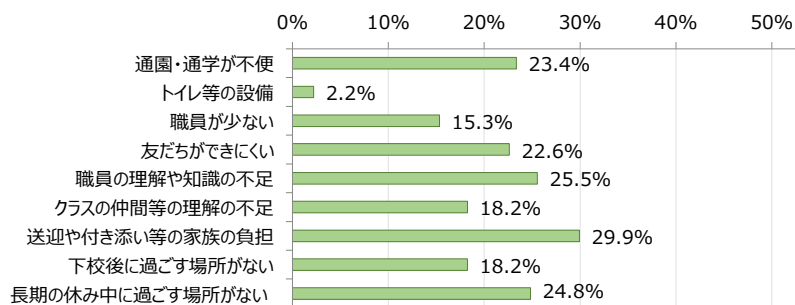
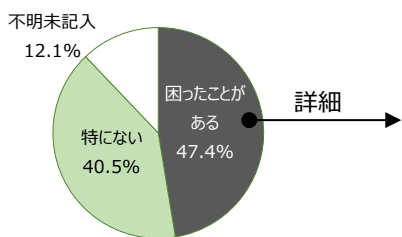
保育園・幼稚園等において、保育士の加配等の対象となっている児童数は、概ね増加傾向にあり、専門的な対応へのニーズが高まっています。（第２章「４通園・通学及び施設の利用について（１）保育園・幼稚園等を利用する加配等の対象児童数」参照）

保護者に対するアンケート調査の結果では、保育園・幼稚園等や学校での生活で困っていることとして、乳幼児・小学生・１５歳以上は「職員の理解や知識の不足」を挙げる割合が高くなっています。また、関係機関に対するアンケート調査の結果では、専門知識を持つ職員等の訪問や、保育士・教諭が相談しやすい専門機関を望む声など、専門機関との連携や保育士・教諭の理解を深める機会を求めています。

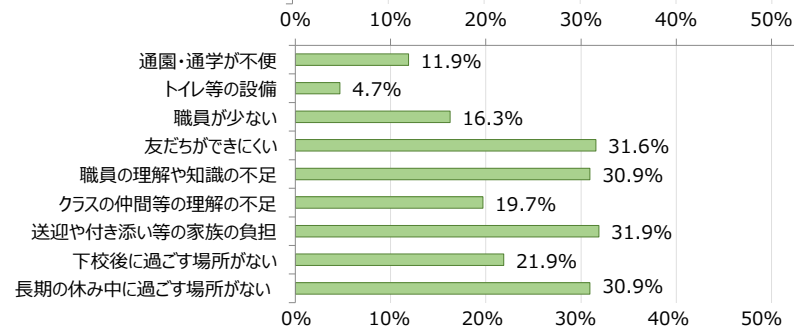
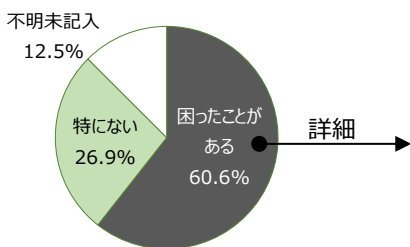
保護者や子どもが安心してサービスを受けられるよう、保育園・幼稚園等に対する専門機関による支援を充実する必要があります。

■保護者：問 14 保育園・幼稚園等や学校での生活で困っていること（年代別）

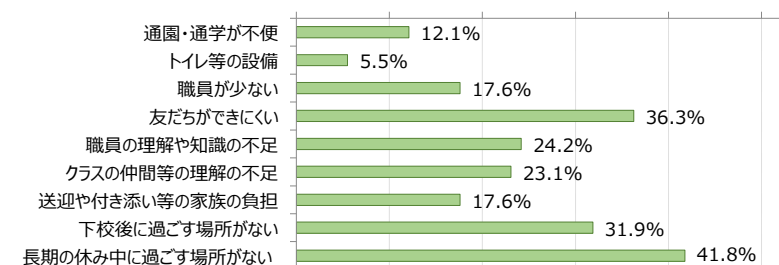
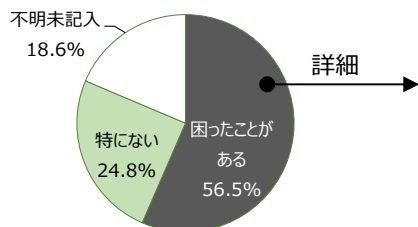
【乳幼児（n=289）】



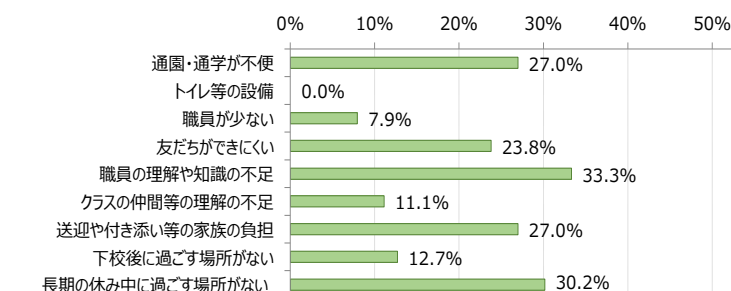
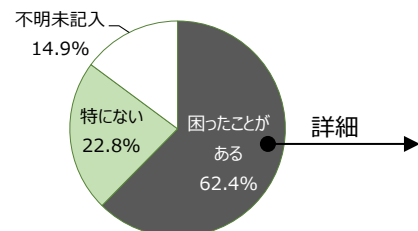
【小学生（n=528）】



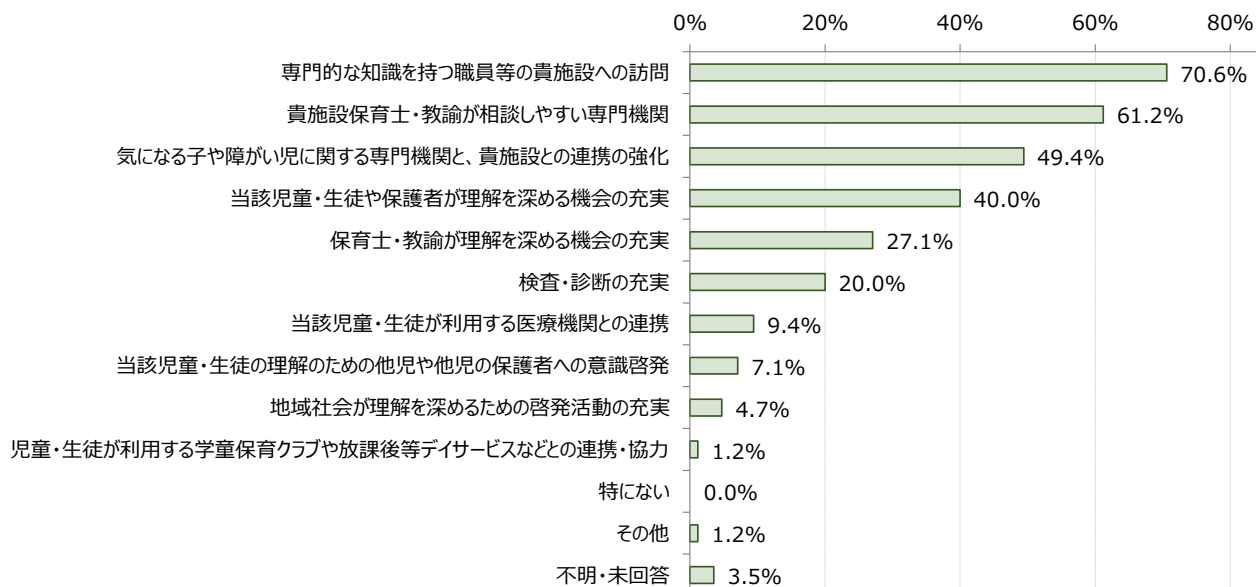
【中学生（n=161）】



【15歳以上（n=101）】



■関係機関：問 17 障がい児・気になる子の支援に重要なこと（保育園・幼稚園等 n=85）



施策の方向性

- ・教育・保育サービスを提供する機関が適切なサービスを提供できるよう、専門機関との連携を図り、療育や教育・保育サービスの充実を図ります。

取組事業

取 組	内 容				担当課
出張相談事業	すみれ教室の専門的な知識を持つ職員が、保育園・幼稚園等に伺い、発達に支援が必要な子どもの集団生活に対する支援等の助言や、保護者からの発達についての相談を受けます。				すみれ教室
指標	出張回数（回）				
目標	2017 年度（現在）	2018 年度	2019 年度	2020 年度	
	55	60	65	65	

【再掲】

取 組	内 容				担当課
保育所等訪問支援事業	すみれ教室の専門的な知識を持つ職員が、発達に支援が必要な子どもが利用している地域の保育園等に伺って、集団生活への適応のための支援を行います。				すみれ教室
指標	利用児童数（人）				
目標	2017 年度（現在）	2018 年度	2019 年度	2020 年度	
	20	30	35	40	

取 組	内 容				担当課
療育セミナー事業	保育園、幼稚園等、学童保育クラブなどの職員に、障がいに対しての理解や援助の方法を学ぶための講演会を開催します。				すみれ教室
指標	実施回数（回）・参加人数（人）				
目標	2017 年度（現在）	2018 年度	2019 年度	2020 年度	
	3・160	3・160	4・200	4・200	

取 組	内 容			担当課
療育実地研修	子どもが通う施設の職員の知識を高めるため、保育園・幼稚園等の職員を対象に、すみれ教室で行う療育を体験する研修を行います。			すみれ教室
指標	研修受講者数（人）			
目標	2017 年度（現在）	2018 年度	2019 年度	2020 年度
	49	52	56	60

取 組	内 容			担当課
特別支援教育コーディネーターの資質向上	新任特別支援教育コーディネーターを対象とした、資質向上のための新任特別支援教育コーディネーター研修会を実施します。			教育センター
指標	開催回数（回）			
目標	2017 年度（現在）	2018 年度	2019 年度	2020 年度
	5	5	5	5

【事務局提案事業】：委員提案

取 組	内 容			担当課
療育機関懇談会	情報共有やサービスの質の向上のため、児童発達支援事業者や放課後等デイサービス事業者とすみれ教室の懇談会を開催します。			すみれ教室
指標	開催回数（回）			
目標	2017 年度（現在）	2018 年度	2019 年度	2020 年度
	2	3	3	3

目指す姿３ きめ細やかな支援が必要な家族を支える

重い障がいや医療的ケアが必要な子どもやその家庭には、子どもの状況に応じた適切な支援が必要です。また、他に介護が必要な家族がいる家庭や、保護者の疾病など特別なニーズのある家庭には、家庭の事情や状況に配慮して、それぞれの家庭に応じたきめ細やかな支援が必要です。すべての子育て家庭が、子育ての喜びや充実感を得られ、地域の中で安心して生活が送れるように支援していきます。

基本施策（１）重症心身障がい児や医療的ケア児の家族が地域の中で安心して生活することへの支援

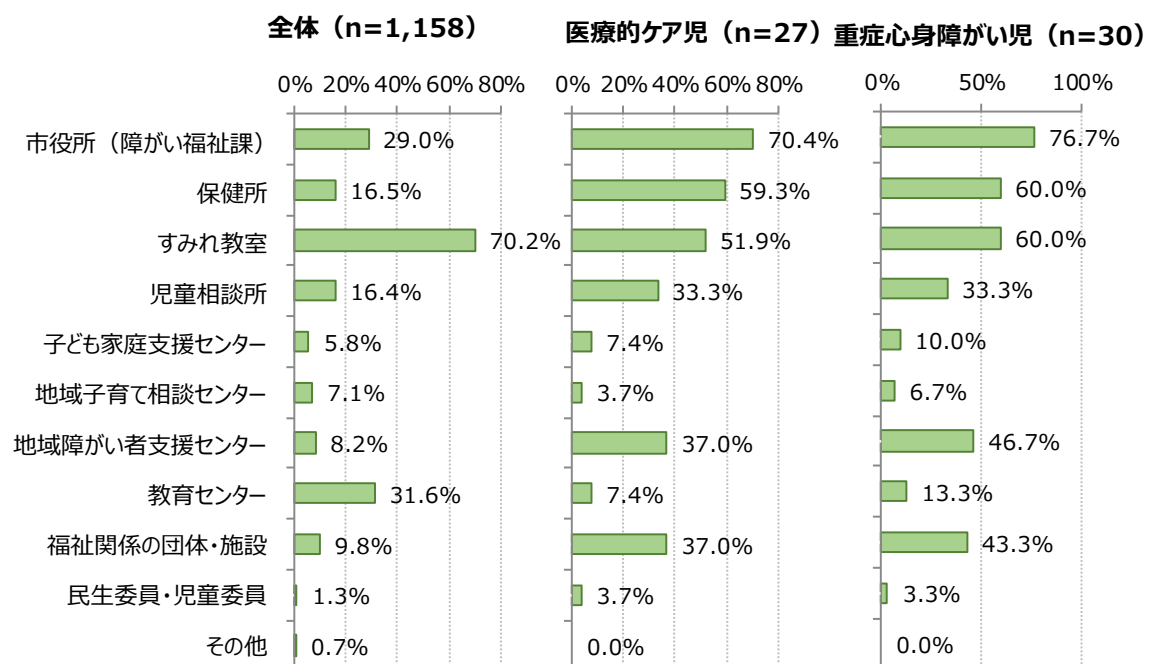
現状と課題

重い障がいのある子どもや医療的ケアが必要な子どもは、通園・通学先と医療機関が密接に連携して、子ども一人ひとりの状況に適した支援体制を整えることが必要です。

保護者に対するアンケート調査の結果では、重い障がいのある子どもや医療的ケアが必要な子どもは、多くの相談機関と関わっています。また、地域の行事や活動などへの参加経験が少なく、社会参加が少ない傾向が伺えます。

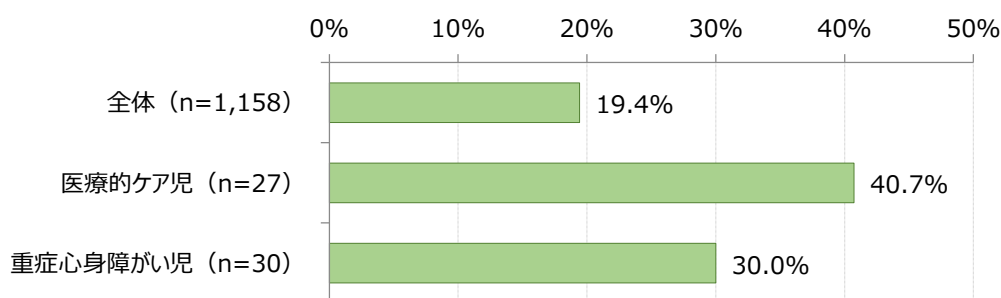
重い障がいのある子どもや医療的ケアが必要な子どもやその家族が、地域社会の一員として安心して暮らせるよう、一人ひとりの多様なニーズに応じた支援体制を充実させると共に、このような子どもが関わっている機関の、連携を強化することが求められています。

■保護者：問 24 これまでの相談先



■保護者：問 18 地域の行事や活動について

〔参加したことはない〕



施策の方向性

- ・発達に支援が必要な子どもやその家族が、地域とつながり、安心して社会参加できるよう、関係機関と協力して支援の充実を図ります。

取組事業

取 組	内 容				担当課
医療的ケア児支援コーディネーターの配置	保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の多分野の支援が必要な医療的ケア児に適切な支援体制を調整する「コーディネーター」を、すみれ教室に配置します。				すみれ教室
指標	配置数（人）				
目標	2017 年度（現在）	2018 年度	2019 年度	2020 年度	
	0	1	1	1	

【事務局提案事業】：国指針・委員提案

取 組	内 容				担当課
(仮)医療的ケア児等支援関係機関連絡会	医療機関や保育園・幼稚園等、保健予防課、障がい福祉課、教育センター、すみれ教室等が連携して、医療的ケア児に適切な支援を提供するための体制構築に向けた協議等を行う場を設けます。				すみれ教室
指標	協議の場の設置				
目標	2017 年度（現在）	2018 年度	2019 年度	2020 年度	
	準備	設置			

【再掲】

取 組		内 容			担当課
居宅訪問型児童発達支援		重い障がい等があるために外出することが著しく困難な子どもの家庭に伺って、専門的な発達支援を行います。			すみれ教室
指標	提供体制の確立				
目標	2017 年度（現在）	2018 年度	2019 年度	2020 年度	
	提供準備	提供体制の確立			

取 組		内 容			担当課
重度障害者医療連携支援事業		地域で生活する重度障がい児とその家族を、医療機関と連携して支援している事業者に対し補助します。			障がい福祉課
指標	事業所数（力所）				
目 標	2017 年度（現在）	2018 年度	2019 年度	2020 年度	
	1	1	1	1	

【再掲】

取 組		内 容			担当課
保育園等での障がい児等の受入れ促進		保育園への障がい児受入を継続して続けるとともに、これまで保育園で受入が難しかった医療的ケア児の受入れについて、より安全に受け入れやすい体制の構築を行います。			保育・幼稚園課
指標	より受け入れやすい体制の構築				
目標	2017 年度（現在）	2018 年度	2019 年度	2020 年度	
	検討	完了	-	-	

【再掲】

取 組		内 容			担当課
副籍制度による教育活動を通じた地域との交流の充実		各学校が、副籍を置く児童・生徒との交流の充実を図り、全ての副籍校で副籍交流に対応できる体制を整えます。			教育センター
指標	児童・生徒（及びその保護者）から実施希望のある副籍交流が実施できた率（％）				
目標	2017 年度（現在）	2018 年度	2019 年度	2020 年度	
	93	95	97	100	

【子どもが使える障害福祉サービス】

18歳以上の障がい者を対象とした障害福祉サービスのうち、居宅介護（ホームヘルプ）、同行援護、行動援護や重度心身障害者包括支援は、重い障がい等があるために外出することや行動することが困難な子ども等も利用することができます。利用する際は、「障害福祉サービス受給者証」が必要です。

取 組	内 容
居宅介護（ホームヘルプ）	居宅で身体介護（入浴、排せつ、食事の介護）や家事援助等、通院の付き添い、生活等に関する相談・助言その他の支援を行います。
同行援護	外出時に同行し、異動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護などを行います。
行動援護	行動するときに生じる危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排泄及び食事等の介護等を行います。
重度心身障害者包括支援	居宅介護、同行援護、重度訪問介護、行動援護などを包括的に提供します。

基本施策（２）特別なニーズのある家族への支援

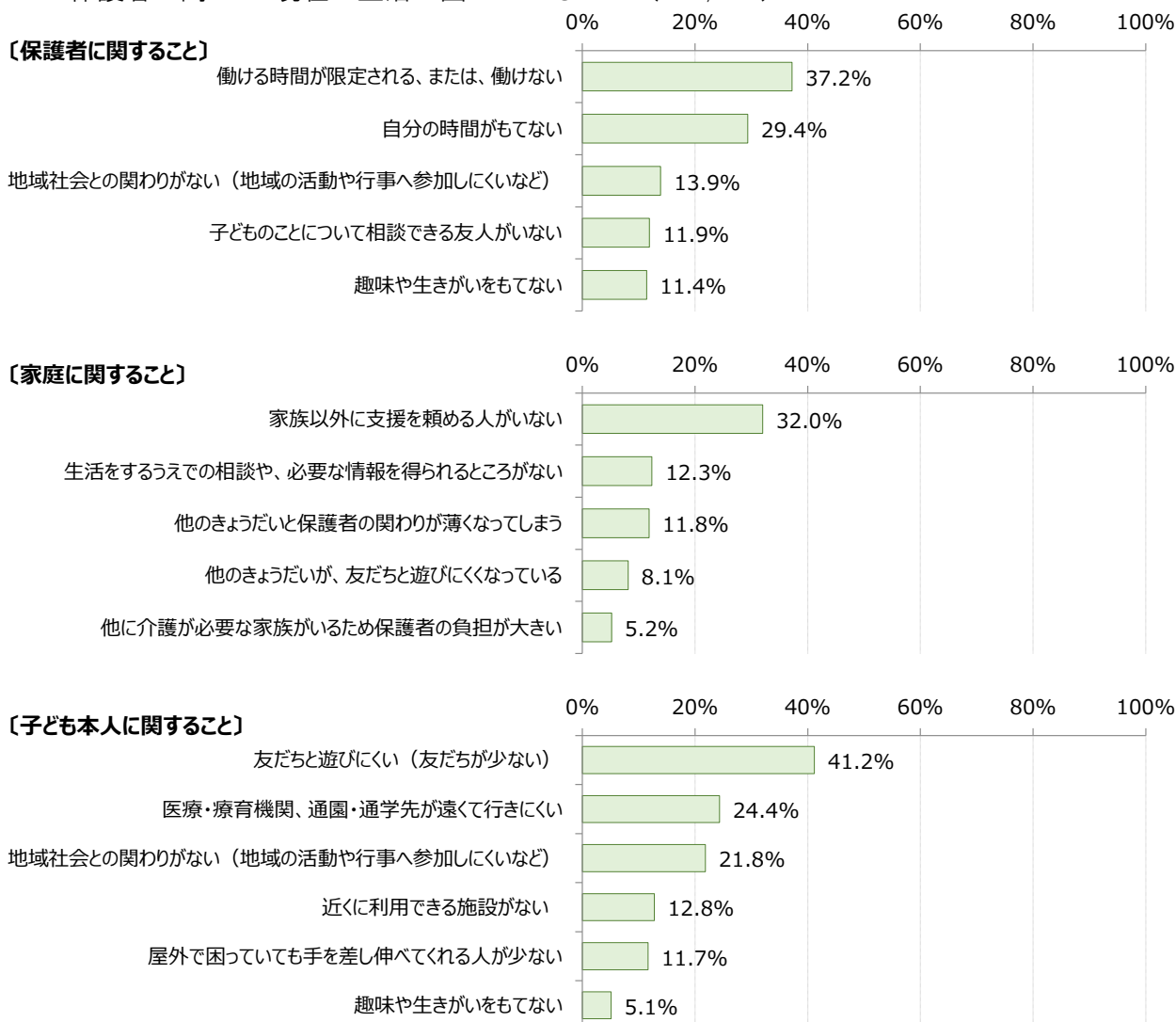
現状と課題

発達に支援が必要な子どもだけでなく、他に介護が必要な家族がいるなど、特別なニーズのある家庭もあります。そうした家庭に対しては、その状況に応じて、家族全体に対する支援が求められています。

保護者に対するアンケート調査の結果では、現在の生活で困っていることとして、保護者については、「働ける時間が限定される、または、働けない」が37.2%、「自分の時間が持てない」が29.4%となり、時間がないと感じている傾向が見られます。また、家庭について「家族以外に支援を頼める人がいない」（32.0%）が最も多いことと合わせると、気持ちにゆとりが持ちにくい様子が伺えます。

特別なニーズのある家庭では、異なる支援機関が関わっていることも多く、家族が適切な支援を受けるために、さまざまな機関が連携して支援する体制が必要です。また、子育て家庭が、ゆとりをもって子育てできる環境を整える必要があります。

■保護者：問 10 現在の生活で困っていること（n=1,158）



施策の方向性

- ・様々な支援機関との情報共有を図り、家族の状況に応じた適切な支援を、連携して行います。

取組事業

取 組	内 容				担当課
子育て支援ネットワーク会議	保護者や家庭等に課題を持つ家族と関わる様々な支援機関等から適切な情報が提供されるよう、関係機関同士で情報共有を図ります。				すみれ教室 子ども家庭支援センター
指標	情報を共有した児童の数（人）				
目標	2017 年度（現在）	2018 年度	2019 年度	2020 年度	
	608	638	669	699	

取 組	内 容				担当課
子どもとその家庭の総合相談	0歳から18歳未満のお子さんとの家庭の相談を受けます。必要に応じて各種情報提供、専門機関やサービスの紹介・調整をし、問題解決に向けたサポートを行います。				子ども家庭支援センター
指標	相談件数（件）				
目標	2017 年度（現在）	2018 年度	2019 年度	2020 年度	
	2,795	3,074	3,381	3,718	

【再掲】

取 組	内 容				担当課
子どもの発達に関する相談事業	保健所や教育センターなどと連携して、すみれ教室が0歳から18歳未満の子供の発達についての相談窓口となる体制を確立します。				すみれ教室
指標	相談窓口体制の確立				
目標	2017 年度（現在）	2018 年度	2019 年度	2020 年度	
	検討	窓口体制の確立	-	-	

目指す姿４ 一人ひとりに情報が確実に届く

安心して子どもが育ち、保護者が子育てできるようにするためには、必要な人に必要な情報が的確に届かなければなりません。また、多様な子育て情報に加え、発達支援に関する情報も、必要な時に適切に届けられなければ、かえって混乱し不安感を抱いてしまいます。情報の入手手段が多様化している中において、情報が分かりやすく適切に整理されて届けられることが必要です。

基本施策（１）必要とするときに必要な情報を得るための情報提供の充実

現状と課題

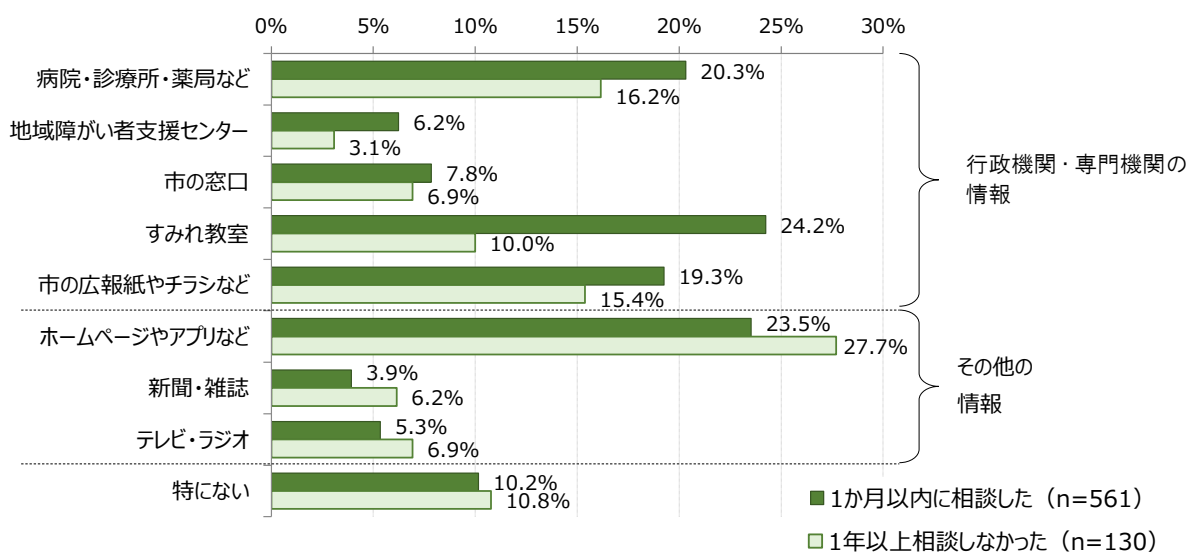
発達に支援が必要な子どもの保護者は、多岐にわたる悩みや不安を抱えており、子育てや発達支援などの相談体制や様々なサービスについての情報を必要としています。

保護者に対するアンケート調査の結果では、子どもの特徴に気付いてから１年以上相談しなかった場合では、１か月以内に相談している場合に比べ、ホームページやアプリ、新聞やテレビ・ラジオなどの一般的なメディア等から情報を得ている割合が高くなっており、整理されていない多様な情報の中から必要な情報を得ていることが伺えます。また、子どもの特徴に気付いてもすぐに相談しなかった理由として、相談先が分からなかったとの回答も多くありました。

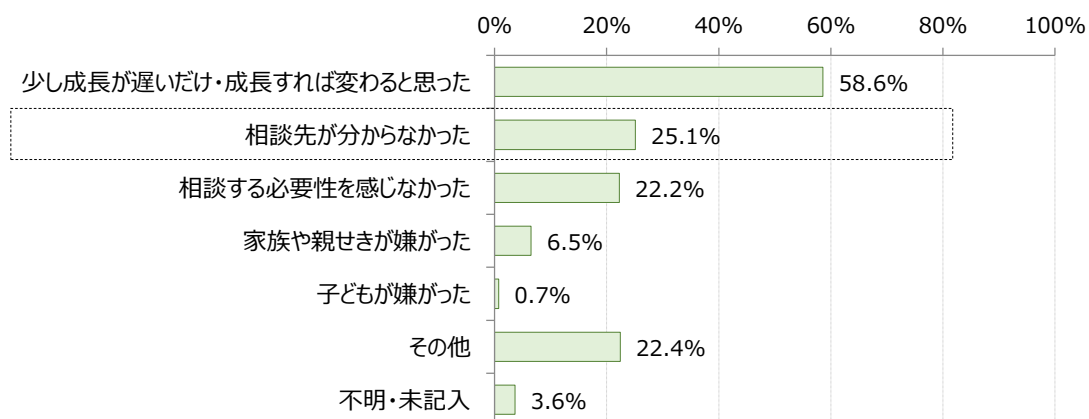
子どもや家庭の状況によっては、外出することや人との交流が負担になる場合も考えられます。多くの情報の中から必要な情報が整理され、必要な人が確実に情報を得られるような情報提供体制が求められています。

■保護者：問 24 相談時期と情報源の違い

問 9【福祉と支援に関する情報源】



■保護者：問 23-1 子どもの特徴に気付いてすぐ相談を受けなかった理由（n=553）



施策の方向性

- ・多様な手段を活用して、常に新しい情報をきめ細かく発信し、必要とするときに必要な情報が、一人ひとり確実に届くようにします。

取組事業

【再掲】

取 組	内 容				担当課
まちだ子育てサイトや母子健康手帳アプリの活用	『分かりやすい』『見やすい』『検索しやすい』子育て情報サイト「まちだ子育てサイト」や、「母子健康手帳アプリ」で、発達に支援が必要な子どもとその保護者に向けた情報を発信していきます。				すみれ教室 子ども総務課
指標	サイトアクセス数（件）・アプリ登録者数（人）				
目標	2017 年度（現在）	2018 年度	2019 年度	2020 年度	
	120,000・3,800	360,000・5,700	600,000・7,600	1,200,000・9,500	

【再掲】

取 組	内 容				担当課
発達に関する相談事業	どこに相談するか分からないことがないよう、保健所や教育センター等と連携して、「すみれ教室」が0歳から18歳未満の子どもの発達についての相談窓口となる体制を確立します。				すみれ教室
指標	相談受付体制の確立				
目標	2017 年度（現在）	2018 年度	2019 年度	2020 年度	
	検討	受付体制確立	—	—	

基本目標Ⅲ 子どもが地域の中で大切にされている

目指す姿１ 人と人が関わりつながる場をつくる

発達に支援が必要な子どもやその家族が、地域社会でいきいきと生活するためには、地域の人の正しい理解のもとで、つながりあっていくことが必要です。また、子育てに対する不安の解消を図るために、同じ状況にある親同士と関わりを持つことは、とても効果的です。

地域のみんなで、子育てをしている家庭が、安心して暮らせる関係と環境をつくりま

基本施策（１）親同士が関わり、つながることへの支援

現状と課題

核家族化が進み、子育てを経験しないまま親になる場合が増えており、子育ての不安を相談できる人が身近にいない保護者が増えています。発達に支援を必要とする子どもの保護者は、子どもの特徴による悩みも抱えています。

こうした不安や悩みを解消して、自信をもって子育てをするために、同じ悩みを持つ親同士が交流できるよう支援することが必要です。

施策の方向性

- ・親同士が交流でき、子育てなどの悩みについて話し合うなど、親同士が関わりつながることができるよう支援します。

取組事業

【再掲】

取 組	内 容				担当課
ペアレントトレーニング事業	4・5歳児とその保護者が、グループディスカッションやシミュレーションなどを行い、子どもの発達の特徴や接し方の理解を深めることを通じて、親同士の交流の機会を提供します。				すみれ教室
指標	利用家族数（家族）				
目標	2017年度（現在）	2018年度	2019年度	2020年度	
	12	12	12	12	

基本施策（２） みんなが一緒に楽しみ、つながりあうことの支援

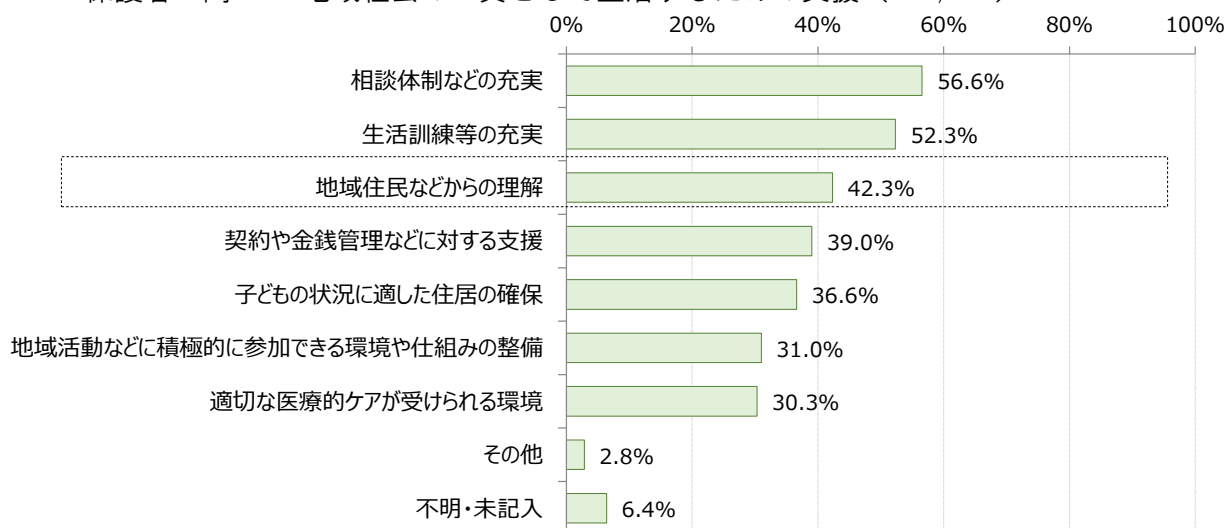
現状と課題

地域社会でいきいきと生活するためには、発達に支援が必要な子どもについて、地域のみんなが障がい等に対する正しい知識を持つことが重要です。そのため、さまざまな特徴や個性を持つ子どもが、同じ時間を共に過ごし、共に楽しむことを体験することが有効です。

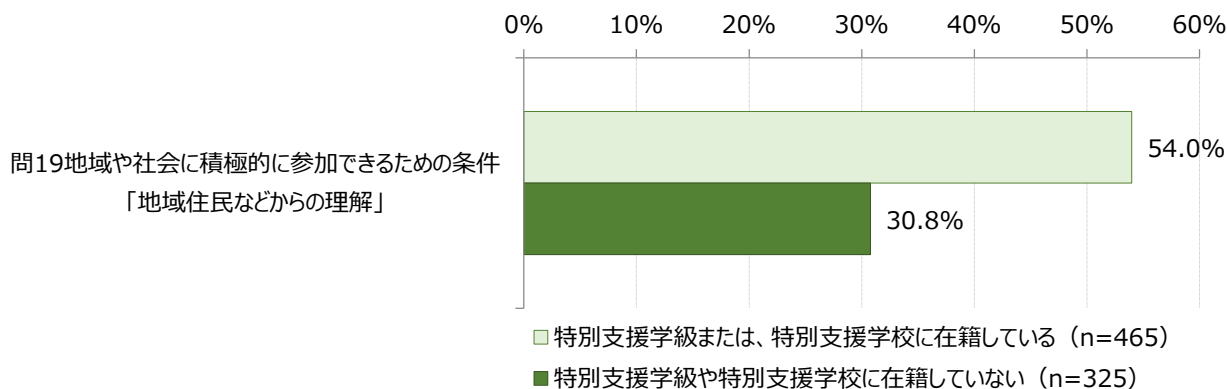
保護者に対するアンケートの調査の結果では、社会の一員として生活するための支援が、相談体制や生活訓練に次いで「地域住民などからの理解」が42.3%と多くなっています。特に、特別支援学級や特別支援学校に在籍している場合（54.0%）は、在籍していない場合（30.8%）に比べ、その割合が高くなっており、障がい等に対する理解を求める傾向が伺えます。

そのため、障がい等の有無に関わらず、通園・通学等の日常的な手段生活の場や、スポーツなどのイベントを通じて、共に理解し合う環境整備が求められています。

■保護者：問 19 地域社会の一員として生活するための支援（n=1,158）



■保護者：問 19 地域社会の一員として生活するための支援のうち「地域住民の理解」と回答した方（特別支援学校、特別支援学級在籍の有無での比較）（n=790）



施策の方向性

- ・障がい等の有無に関わらず、子どもが地域の中でさまざまな人と交流し、一緒に楽しみ、つながりあうことができるよう支援します。

取組事業

取 組	内 容				担当課
パラスポーツ体験会	障がいの有無に関わらず、パラリンピック種目等の障がい者スポーツを共に体験する体験会を行います。				スポーツ振興課
指標	パラスポーツ体験会実施回数（回）				
目標	2017 年度（現在）	2018 年度	2019 年度	2020 年度	
	7	8	9	10	

取 組	内 容				担当課
子どもセンター・子どもクラブ整備事業	障がいの有無に関わらず、すべての0歳から18歳未満の子どもが集い遊べる「子どもクラブ」を市内で需要が高い中学校区から整備し、身近な場所で子ども同士が楽しみ交流する環境を整えます。				児童青少年課
指標	子どもクラブ設置数（か所）				
目標	2017 年度（現在）	2018 年度	2019 年度	2020 年度	
	3	4	5	6	

【事務局提案事業】：委員提案

取 組	内 容				担当課
地域参加支援事業	子育て広場等を利用して、地域の子ども同士で過ごす場への参加を、すみれ教室の職員が同行して支援します。				すみれ教室
指標	実施体制の確立				
目標	2017 年度（現在）	2018 年度	2019 年度	2020 年度	
	検討	試行	体制確立	—	

取 組		内 容			担当課
交流及び共同学習の推進		通常の学級と特別支援学級との交流を図ります。特別支援学級未設置校についても近隣の特別支援学級の設置校と連携し交流を図ります。			教育センター
指標	実施校数（特別支援学級設置校・特別支援学級未設置校）（校）				
目標	2017 年度（現在）	2018 年度	2019 年度	2020 年度	
	35・2	36・2	37・2	37・2	

取 組		内 容			担当課
通常の学級の教員に対する指導内容の充実		既存の大学連携研修の特別教育に関する講座について、全ての初任教員が受講するものとし、広く特別支援教育への理解啓発を図ります。			教育センター
指標	受講教員数				
目 標	2017 年度（現在）	2018 年度	2019 年度	2020 年度	
	初任教員全員	初任教員全員	初任教員全員	初任教員全員	

取 組		内 容			担当課
特別支援教育巡回相談員による支援		特別支援教育巡回相談員が、学校からの要請に応じ専門家チーム専門員・特別支援学級専任相談員と共に学校を訪問し、通常学級や特別支援学級に在籍する、特別な支援や配慮を要する児童・生徒の指導方法に関する指導・助言を行います。			教育センター
指標	指導・助言の実施				
目標	2017 年度（現在）	2018 年度	2019 年度	2020 年度	
	実施	実施	実施	実施	

【再掲】

取 組		内 容			担当課
副籍制度による教育活動を通じた地域との交流の充実		各学校が、副籍を置く児童・生徒との交流の充実を図り、全ての副籍校で副籍交流に対応できる体制を整えます。			教育センター
指標	児童・生徒（及びその保護者）から実施希望のある副籍交流が実施できた率（％）				
目標	2017 年度（現在）	2018 年度	2019 年度	2020 年度	
	93	95	97	100	

目指す姿２ みんなで安全・安心のまちをつくる

子どもが安心できる環境を保障するとともに、すべての子どもと保護者が、互いの個性を尊重し合い、一緒に過ごすことができる社会づくりが求められています。また、子育てしている人や障がいのある人など、全ての人が安心して暮らせるためのまちづくりが必要です。

基本施策（１）地域全体で支えるための障がい等に対する理解の促進

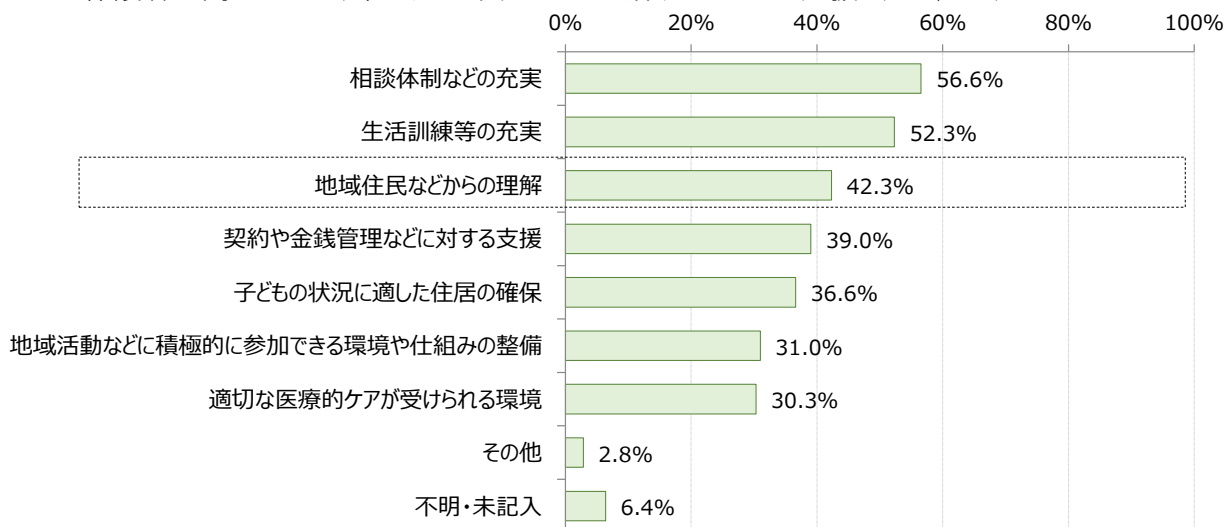
現状と課題

町田市子ども憲章でも明示されているように、相手の立場になって互いを理解することが人権尊重の第一歩です。

保護者に対するアンケート調査の結果では、子どもが地域社会の一員として生活するには、相談体制や生活訓練の充実に次いで、「地域住民などからの理解」を重視しています。専門機関へのヒアリング調査からは、障がい等への理解が不十分なことが原因で、就労等が厳しくなる状況もあることがわかりました。

障がい等によって、日常生活や社会生活が制限されることがないように、地域や企業など、子どもや子育てをする家庭を取り巻く、地域社会全体の理解を促進することが求められています。

■保護者：問 19 地域社会の一員として生活するための支援（n=1,158）



施策の方向性

- ・障がい等についての理解を促進する取組みを行い、地域のみんなで子どもやその家庭を支え、安心して子育てできるまちを推進します。

取組事業

取 組		内 容			担当課
理解促進事業		地域の方々や企業に向けて、発達に支援が必要な子どもについて、理解を深めるきっかけとなるよう、リーフレット等を作成し配布します。			すみれ教室
指標	リーフレット配布数（部）				
目 標	2017 年度（現在）	2018 年度	2019 年度	2020 年度	
	作成準備	5,000	5,000	5,000	

【再掲】

取 組		内 容			担当課
子どもの発達公開講座		子どもの発達に関することを学び考える機会として、公開講座を開催します。			すみれ教室
指標	開催回数（回）				
目標	2017 年度（現在）	2018 年度	2019 年度	2020 年度	
	1	2	3	3	

町田市子ども憲章

みんな自分に素直に生き

そしてお互いを認め合うそんな社会へ・・・

それは、みんながそれぞれの生き方を追うことができるということ。

そして、他の誰とも違うかけがえのないわたしが、

まわりのすべてのものとともに、生きるということ。

・人権尊重社会の実現

すべての人には平等な権利がある。でも、自分勝手に行動するだけはいけない。

－ 相手の立場になって気持ちを理解し、お互いを認め合える社会をつくっていきます。

・自主性の確立

「自分から」。それが一番大切なこと。人にやらしてもらうばかりではだめなんだ。いつも楽しくなるように、

－ 自分の道は自分で切り開いていきます。

・個性の尊重

人はみんな一人ひとり違う。みんなと違ってこわくない。当たり前のことなんだ。だから、

－ それぞれが持っている自分らしさを大切にします。

・命の大切さ

いのちがあるのは人間だけではない。動物にも植物にもいのちがある。だから

－ みんなで助け合って生きていきます。

・学ぶ心の大切さ

経験から学ぶことは、自分の可能性を広げる。むだなことなんてない。

－ ものごとに前向きに取り組んでいきます。

・友の大切さ

世界中のどんな人でも、友だちはかけがえのないもの。いつも気持ちがわかり合える、そんな仲間。だから、

－ 仲間を大切に続けます。

・夢を追う気持ち

現実にとらわれなくてもいい。わずかな可能性でも、

－ 自分の夢を持ち続けます。

基本施策（２）子どもを連れて容易に外出でき、快適に生活できるまちづくりの推進

現状と課題

誰もが安心して暮らすための環境づくりにおいて、ハード面における整備は欠かせない要素です。町田市では、福祉のまちづくり総合推進条例のもと、バリアフリー整備を推進してきました。

子どもの発達に関する特徴によって、外出や社会参加が制限されることがないように、障がい等に配慮した施設や設備の充実が求められています。

施策の方向性

- ・発達に支援が必要な子どもやその保護者が、容易に外出でき、安全・安心で快適な生活環境づくりを進めます。

取組事業

取 組		内 容			担当課
福祉のまちづくり バリアフリー基本構 想の改定		だれもが安心して移動できる環境の整備促進を図るため、市内１０地区のバリアフリー基本構想の進行管理を行っています。策定から５年程度経過し、地区の状況が策定時と変化してきていることから、基本構想の改定を行います。			福祉総務課 交通事業推進 課
指標	バリアフリー基本構想の順次改定				
目標	2017 年度（現在）	2018 年度	2019 年度	2020 年度	
	南町田駅周辺地区 バリアフリー基本 構想改定	町田駅周辺地区・ 玉川学園前駅周辺 地区バリアフリー 基本構想改定	4 地区のバリアフ リー基本構想改定	3 地区のバリアフ リー基本構想改定	

取 組		内 容			担当課
赤ちゃん・ふらっと		子育て家庭が気軽に外出できるよう、授乳、調乳、オムツ替えなどができる施設を整備します。			子ども総務課
指標	設置箇所数（箇所）				
目 標	2017 年度（現在）	2018 年度	2019 年度	2020 年度	
	50	51	52	53	

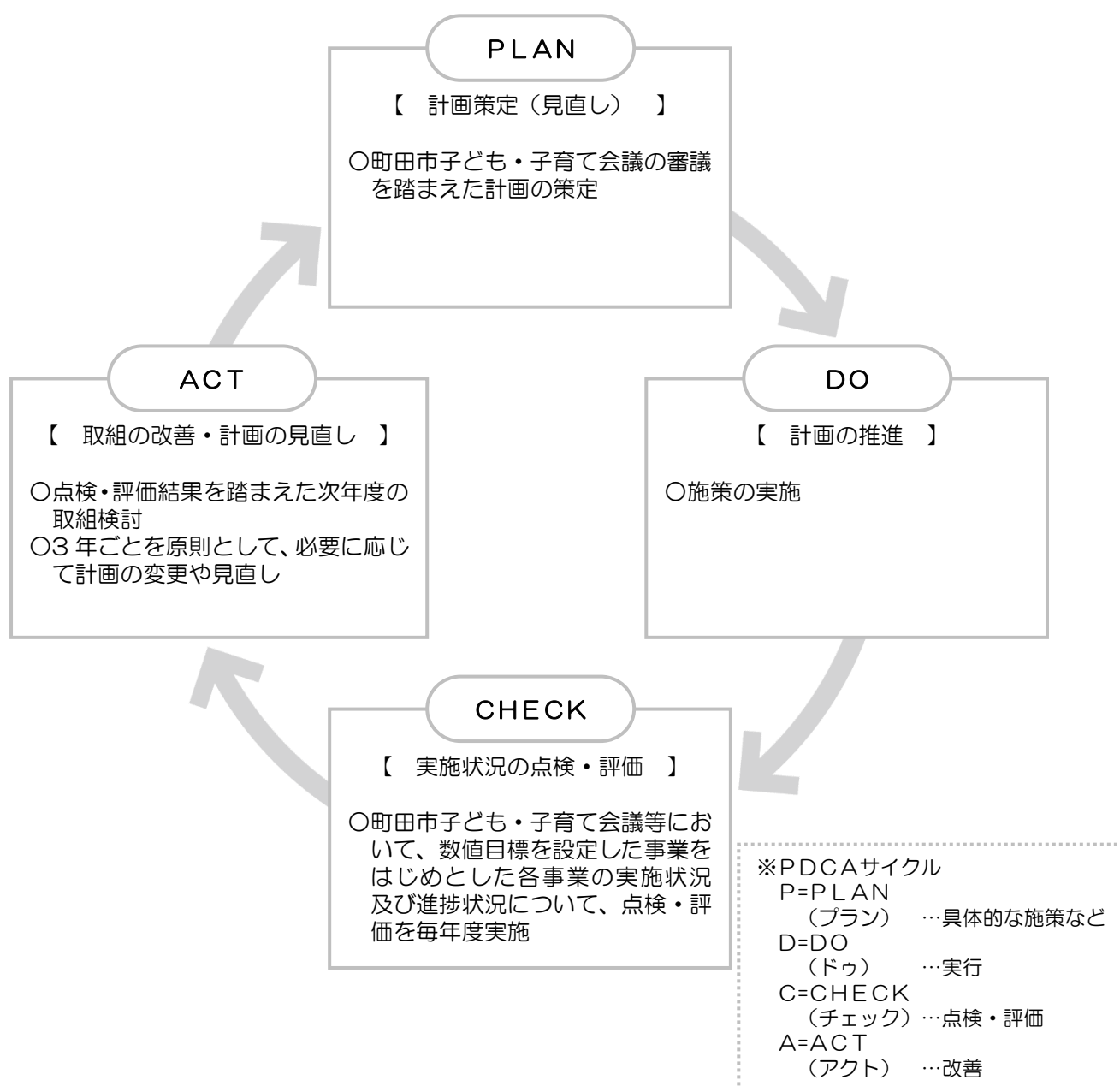
第 5 章 計画の推進

第5章 計画の推進

本計画に基づく取組みの実施に当たっては、年度ごとに点検・評価を行い、その結果を踏まえたうえで取組みの充実・見直しを検討する等、PDCA サイクルを確保し本計画を計画的かつ円滑に推進することが重要です。

計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課を中心に具体的施策の進行状況について把握するとともに、「町田市子ども・子育て会議」において、施策の実施状況について点検、評価し、これに基づいて対策を実施するものとします。

■PDCA サイクルと町田市子ども・子育て会議の役割



参考資料

参考資料

1 意識調査(アンケート・ヒアリング)の実施結果

(1) アンケート調査

1) 調査概要

対象		配布方法	回答方法	回答期間
保護者	・障害者手帳所持児童 ・特別支援学級利用児童 ・通級指導学級利用児童 ・すみれ教室利用児童	郵送 学校配布 学校配布 施設配布	郵送 又は WEB	2017年6月16日 ～6月30日
関係機関	・保育園 ・地域子育て相談センター ・認定こども園・幼稚園 ・小学校 ・中学校	郵送	郵送	

2) 回収結果

対象	配布数	回収	回収率
保護者	2,673 件	1,158 件 (Web 回答数 164 件含む)	43.3%
関係機関	180 件	117 件	65.0%

(2) ヒアリング調査

1) 実施期間

2017 年 7 月 26 日～8 月 4 日

2) ヒアリング対象機関

ヒアリング対象機関
すみれ教室
教育センター
保健所
東京都立町田の丘学園
町田市民病院
島田療育センター
町田市医師会訪問看護ステーション
きらら訪問看護ステーション
放課後等デイサービス「ぴっころもんど」
放課後等デイサービス「きららトワイライト」
放課後等デイサービス「つくしんぼ」
中央学童保育クラブ
どろん子学童保育クラブ

2 諮問書・答申書

(1) 諮問書



17 町子総第 393 号

2017 年 4 月 27 日

町田市子ども・子育て会議会長

金子 和正 様

町田市長 石 阪 丈 一

諮 問 書

町田市子ども・子育て会議条例第3条の規定に基づき、子ども・子育て支援法第77条第1項に掲げる事務について、下記のとおり諮問します。

記

市の子ども子育てに関する施策の充実のため、以下の案件について貴会より意見を求めます。

1. 新・町田市子どもマスタープラン及び町田市子ども・子育て支援事業計画の進捗評価に関すること
2. 町田市子ども発達支援計画（案）の作成に関すること

(2) 答申書

3 町田市子ども・子育て会議

(1) 町田市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項に規定する合議制の機関として、町田市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(所掌事務)

第3条 子育て会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査、審議し、答申する。

- (1) 法第77条第1項各号に掲げる事務に関すること。
- (2) 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条に規定する市町村行動計画に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関し市長が必要と認める事項（平27条例42・一部改正）

(組織)

第4条 子育て会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (2) 子ども・子育て支援を実施する事業者の代表
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者の代表
- (4) 保健医療関係団体の代表
- (5) 経済関係団体の代表
- (6) 公募による保護者で市内に住所を有するもの
- (7) 前各号に掲げる者のほか、子ども・子育て支援に関係する者のうち市長が適当と認める者（平27条例42・一部改正）

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。ただし、原則として、通算して10年を限度とする。

(臨時委員)

第6条 市長は、特別又は専門の事項を調査し、審議するために必要があると認めるときは、子育て会議に臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員の任期は、当該特別又は専門の事項の調査審議が終了したときまでとする。

(会長)

第7条 子育て会議に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第8条 子育て会議は、必要に応じ会長が招集する。

2 子育て会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

- 4 会長は、必要があると認めるときは、子育て会議に委員及び臨時委員以外の者の出席を求めることができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、町田市規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年11月1日から施行する。

(町田市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 町田市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和33年4月町田市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第2条中第58号を第59号とし、第57号の次に次の1号を加える。

(58) 町田市子ども・子育て会議委員

別表国民健康・栄養調査員の項の次に次のように加える。

町田市子ども・子育て会議	会長	日額 25,500円
	学識経験者	日額 21,700円
	その他委員	日額 10,000円

附 則 (平成27年10月7日条例第42号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年12月17日から施行する。

(任期の特例)

- 2 この条例の施行の日から平成28年3月31日までの間に委嘱された委員の任期は、改正後の町田市子ども・子育て会議条例第5条第1項の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。

(2) 町田市子ども・子育て会議運営規則

(主旨)

第1条 この規則は、町田市子ども・子育て会議条例(平成25年10月町田市条例第36号)第9条の規定に基づき、町田市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)の運営に必要な事項を定めるものとする。

(招集の通知)

第2条 会長は、子育て会議を招集しようとするときは、次に掲げる事項をあらかじめ、委員(当該子育て会議の議題に関係のある臨時委員のあるときは、当該臨時委員を含む。)に通知する。

- (1) 開催日時
- (2) 開催場所
- (3) 議題

(庶務)

第3条 子育て会議の庶務は、子ども生活部子ども総務課において処理する。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成25年11月1日から施行する。

(3) 町田市子ども・子育て会議委員

任期 2016 年 1 月 21 日～2018 年 3 月 31 日

構 成	氏 名	所 属
子ども・子育て支援 に関し学識経験を有 する者	◎金子 和正	東京家政学院大学
	○吉永 真理	昭和薬科大学
子ども・子育て支援 を実施する事業者の 代表	齋藤 祐善	町田市私立幼稚園協会
	土橋 一智	町田市法人立保育園協会
	藤田 義江	町田市社会福祉協議会
	大野 浩子	NPO 法人子ども広場あそべこどもたち
子ども・子育て支援 を実施する事業に従 事する者の代表	大泉 永 (2017 年 4 月～)	町田市公立小学校校長会
	熊坂 有美	町田市民生委員児童委員協議会
	大森 雅代 (～2017 年 4 月)	町田市中学校 PTA 連合会
	岩間 綾子 (2017 年 5 月～)	
保健医療関係団体の 代表	豊川 達記	町田市医師会
経済関係団体の代表	澤井 宏行	町田商工会議所
公募による保護者で 市内に住所を有する 者	石井 由利子	市民
	清水 亜希子	市民
	白井 信明	市民

※◎は会長、○は副会長

(4) 「町田市子ども発達支援計画」臨時委員

任期 2017 年 4 月 27 日～審議案件終了まで

構 成	氏 名	所 属
学識経験者	小林 保子	鎌倉女子大学
東京都立町田の丘学 園教諭	森山 知也	東京都立町田の丘学園
障がい児通所支援に 係る事業者の代表	田部井 眞	社会福祉法人ボワ・すみれ福祉会
障がい者団体の代表	酒井 恵子	町田市心身障がい児・者を守る会 すみれ会

5 町田市子ども発達支援計画(障害児福祉計画)庁内検討会 委員

(1) 検討会委員

地域福祉部障がい福祉課長
保健所保健予防課担当課長
学校教育部教育センター所長
市民病院事務部医事課長
子ども生活部子ども総務課長
子ども生活部児童青少年課長
子ども生活部保育・幼稚園課長
子ども生活部子育て推進課長
子ども家庭支援センター長
子ども生活部すみれ教室所長

(2) 事務局

子ども生活部子ども総務課
子ども生活部すみれ教室

6 計画策定の経過

回	開催日	検討内容
第1回	2017年 4月27日	◇町田市子ども発達支援計画（案）の作成について
第2回	2017年 5月25日	◇町田市子ども発達支援計画（案）調査事項・記載事項確認について
第3回	2017年 6月29日	◇町田市子ども発達支援計画（案）計画骨子について
第4回	2017年 7月12日	◇町田市子ども発達支援計画アンケート調査結果（速報）について ◇町田市子ども発達支援計画素案確認について
第5回	2017年 9月7日	◇
第6回	2017年 10月17日	◇
第7回	2017年 11月22日	◇
第8回	2018年 2月1日	◇
第9回	2018年 3月22日	◇

索引